監獄学雑誌　第3巻 第11号　　矯正図書館

（明治二十五年七月六日逓信省認可）

監獄學雜誌

第三卷　第拾壹號

目録

●論說……（一丁）
●獄事談話會に於ける北垣國道君演說筆記……（七丁）
●刑事被告人に對する獄則違反處罰法の設なきハ如何……涙華生（十一丁）
●蒼海一滴……清浦奎吾君クロー子氏との問答……破法鶯主人投（十四丁）
●批評……教誨叢書（北海道標戸同情會發行）……門外漢稿（十七丁）
●雜錄……看守訓授試作（承前）……東陸野人稿（二十丁）
●統計……明治二十五年度各府縣會監獄費豫算決議額……山上義雄譯、フェーリング述（廿三丁）
●海外通信……寄原嵐昭君トチラック氏出獄人保護問題……在釧路　原嵐昭（廿五丁）
●寄書……敬て司獄官幷に教誨師諸君に一言す（承前）……小島吉太郎（廿五丁）
●典獄服制を非とする論者の惑を解く……笠津生稿
●刑事被告人書籍看讀に就て……山陰生稿
●囚人作業論……筑後水沼寒生
●獨り典獄のみならん……東京汗馬居士稿
●通信……鴨水生投（廿五丁）
●數十件
●雜報……（四二丁）
●第四回萬國監獄會議の出品物に就て●仮出獄上申に就て●滯獄日數の調査●警保局監獄課員の巡視●石澤典獄の飯京●教誨師の名譽●作業上の督勵法に就て●監房燈火の位地●看守押丁の設置に就て●小河監獄課長の出張●獄務概則●府縣監獄署の分課●看守採用規則●監獄評議委員の任命幷に委員會●屏禁處置●工錢●日曜日の休役●奥羽各縣獄事協議會●三池集治監詞中の各縣聯合獄事協議會錄事（承前）●宮崎縣懲獄署の近況幷九州各獄事（承前）
●監獄彙報……（四九丁）
●數件

警察監獄學會發兌

東へ申告スヘシ
明治二十五年六月二十五日
警視總監　園田安賢

矯正図書館

●監内掲示條目辨解豫約出版延期廣告

警保局長小松原英太郎君題字
宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
宮城集治監書記山崎德義君序文
宮城集治監教誨師藤吉習教君著

監内掲示條目辯解　全

○豫約期限七月十五日迄延期ス　○送本（申込ノ順次ニ依リ發送ノ事）
○定價　一部金拾九錢　○豫約價　一部金拾貳錢
○特別減價　○廿部以上申込　一部金拾壹錢　○五十部以上申込　一部金拾錢
○百部以上申込　一部金九錢
○以上何レモ無遞送料トス

本書ハ多年宮城集治監ニ在テ勉強ト熱心トニ由リ嬾々ノ美績ヲ擧クラレタル教誨師藤吉習教君ノ筆ニ成ル所ニシテ監獄則施行細則第三條ノ掲示條目ニ丁寧親切ナル辨解ヲ加ヘ且文字ノ左右兩方ニ音義ノ傍訓ヲ施シ苟モいろはヲ知ル者ナランニハ難ナク解シ得ラルヽ樣注意セラレタルモノナレハ廣ク囚人ニ見讀セシムルトキハ無上ノ効益アランコトヲ信シテ疑ハサルナリ先ツ大小各監獄ニ若干部ヲ備ヘ置キテ新入囚ニ貸與セラルレハ餘焉掲示條目ノ本旨ヲ會得シテ犯則者ノ出ツルコト稀少ナルニ至ルヘク親族故舊ヨリ在監人ニ差入レスルニハ之ニ過キタル重寶ハナカルヘシ又本書ノ出現ヲ在監人一般ニ告知セラレ本人共ヨリ正當品トシテ購求ヲ出願セシメラルヽトキハ別ニ費用ヲ要スルコトナクシテ謹愼者ヲ增加スルノ利益アルヘシ從來本會出版ノ諸書ハ何レモ大方ノ稱賛ヲ博シ窃ニ自ラ期スル所モアレハ特ニ本書ニ就テ其効能ヲ喋々スルコトヲ爲サヽレトモ今其一斑ヲ擧クレハ汎ク實際ヲ稽ヘ深ク輓近ノ學説ニ徵シ殊ニ小河岳洋先生ノ校閲ヲ經タルモノナリ仰キ願クハ速ニ多數ノ御注文アランコトヲ

明治廿五年五月　日

警察監獄學會

前書出版非常ニ遲延セシモ漸ク本月上旬ヲ以製本出來シタルヲ以テ第一回申込ノ分ハ其當時郵便又ハ早達便ニ付シ置タリ聊カ緩漫ノ罪ヲ謝ス

●再版廣告

内務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
内務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

看守必携　**獄務提要**　完

○豫約法

○製本　（本文上等日本紙　表紙クロース金字入）
一部金五拾錢
○定價
一府縣内看守押丁
一部金貳拾四錢
○諸君全員購讀
○運送費　本會支辨
上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費取纏主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ミノ分ニ限ルヘシ

○送金　全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四ケ月（一ケ月金六錢ノ割）拂込ヲ諸ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛送付セラレタシ。通運便ヲ以送金セラルヽトキハ其持込賃ヲ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向ケ送金セラレタシ

○發送　申込ノ順序ヲ以テ郵便、瀛車、瀛船便ノ内冊數及土地ノ便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

警察監獄學會　出版部

監獄学雑誌　第3巻 第11号

矯正図書館

本書は著者か多年研究し得られたる監獄學上の識見を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般、緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣ちひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以つて獄務の梗概を知り再讀以つて執務の要領を悟り繙回之れを誦讀研究するに於ては大に以つて監獄學の知識を養成するを得へし

本書ハ分つて九章となす即ち第一章に於てハ緒言を述へ第二章に於ては看守の服膺すへき一般義務の要領を述へ第三章に於ては看守の職務に必要なる資格即ち体格性質技能知識等の狀況を述へ第四章に於てハ戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すへきか又は戒護の要は何々にあるか如何せハ能く適實に之を執行し得らるへきや等の諸點に就き一々事の實際に據て之を詳述し第五章に於てハ特に、監獄に於て運動教誨及ひ學業を施行する所以の趣旨を論し之れに處する看守職務上の心得方を細說し第六章に於てハ更らに進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守か監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述へ。上官及ひ同僚に對し看守の服膺すへき諸般緊要の事項ハ最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり

本書、題註して看守必携と謂ふと雖も强ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非す所謂、看守と稱する内にハ看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君か本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感せらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及ひ其以下の吏員諸君のみならす、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據て大に參考に資せらるゝ所多かるへきを信す何んとなれハ先つ其下僚の職務を熟知するに非されは上官たる威信を保ち職務を行ふこと能ハさるへきを以てなり是れ即ち本書の題名なハ單に看守必携と謂はすして汎く獄務提要と命名せられたる所以なる歟

概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として本書の最も適當なる良著書なるは論を俟たす故に願はくハ先ヅ教科書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として獄務に從事せらるゝ諸君ハ必らす一本を備へて之を研究せられんことを希望す

監獄学雑誌　第3巻 第11号
矯正図書館

論說

●獄事講話會ニ於ケル北垣國道君演說筆記

私ハ此ノ講話會ニ就テ、本日爰ニ參會致シマシタカ、只今御紹介ノ通リデ、突然貴樣ハ庄屋役ヲ勤メテ居ルカラ、庄屋持前ノ實地話ヲシロ、監獄ノ事ニ役目ヲ持ツテ居ルカラ、何カ意見ヲ茲ニ陳ヘヨト云フ御注文デアツタ、併シ先刻ヨリ段々講話ガアリマシテ、之ヲ拜聽シマスルト、此庄屋持前ノ實地談ト云フモノハ、既ニ盡クシテ在リマス、此上ニ私ガ別段御話シ申スコトハ先ヅアリマセント思ヒマスガ去リナカラ此監獄改良ノコトニ就テハ從來熱心希望スル所モアリマスル只今其獄事ニ經驗ノ諸君ノ御講話ガアツタニ就テハ尙深ク感スル所ガアリマスカラ此ニ本會ノ設立ヲ贊成スルト共ニ聊カ意見ヲ陳ベマセウト思ヒマス　本日ハ我政府ハ維新ノ以來監獄改良ノ必要ヲ認メマシテ年ヲ逐フテ之ニ力ヲ盡クシテ在リマス現ニ先年ハ遠ク獨逸國ヨリ獄務ニ熟達ノ敎師ヲ聘用シテ地方ノ監獄官ニ傳習ヲナサシメ又此敎師ヲ巡廻セシメテ地方ノ監獄ノ狀況ヲ視察シ其實際ノ改良ヲ計ラシメマシタガ此事柄抔ガ殊ニ著シク効ヲ奏シタヨウニ思ヒマス併シナガラ此監獄改良ノコトハ中々容易ナ事業デアリマセヌカラ今日ト明治維新頃ロノ監獄ノ有樣ヲ比較スレバ諸君モ御承知ノ通リ別世界ノ有樣ヲ爲シテ居リマス實ニ月ト鼈トノ差ガアリマス併シ之ヲ以テ中々改良ノ

矯正図書館

域ニ達シタトハ云ヘマセン此改良ノ樣ガマダ至ツテ不十分デ有マス此目的ヲ達スル所ノ彼岸ハ遙ニ遠クアリマス今日ニ當リマシテハ此監獄改良ノコトハ唯政府ニ一任シテ其目的ヲ達スルコトハ難イト思ヒマス文明諸國ノ有樣ヲ承リマシテモ決シテ官ノ仕事ノミニ一任シテ今日ノ監獄改良ノ好果ヲ見タモノトハ思ハレマセヌ官民一致ノ力ヲ以テ終ニハ輿論ノ傾向ヲ此ニ致シテ以テ其改良ノ進歩ヲ見ルニ至ツタモノト思ハレマス果シテ然ラハ我邦ニ於テモ唯之ヲ官ニ一任セズシテ民間有志社會ニ於テモ熱心之ニ力ヲ致シテ即チ官民ハ車ノ兩輪鳥ノ雙翼トナツテ此改良ノ目的ヲ達スルコトニ致サンケリヤナラヌト思ヒマス然ルニ本日ハ爰ニ此監獄改良ヲ目的トスル所ノ獄事講話會ガ開設セラレテ實ニ慶賀ノ至リニ堪ヘマセヌ何卒此會ガ月ニ年ニ隆盛ヲ加ヘテ此監獄ノ改良ノ目的ヲ達スルコトノアリタイト希望致シマス今一歩踏込ミマシテ少シク申陳ベマスガ他ノ事デハアリマセヌ先刻小松原君ノ陳ラレタ講話ノ中ニアリマスガ監獄費ノコトデアリマス之ハ庄屋ノ持前ノ最モ必要ナコトデアルカラ少ク陳ベマス

監獄費ノ支辨ハ御承知ノ通リニ素ト國庫ノ支辨デアツタガ明治十三年ニ地方税ノ支辨ト極リマシタ、是レハ畢竟財政整理ノ都合カラ一時不得已ニ出テタル事デアリマス、當時政府ノ財政ハ非常ニ困難シテ居リマシテ此困難ヲ救フコトハ紙幣ノ償却ヲ計ラムケリヤナラヌ紙幣ノ償却ヲ計ル所ノ資本ヲ增加スルニハ止ムヲ得ズ監獄費ヲ地方税ニ移サムケリヤナラヌト云フ所カラ出タルモノデスガ、扨テ私共カ其局ニ當リマシテハ之ヲ實施スルニ隨分困難ナコトデアルケレトモ是レ亦國家財政ノ困難ニ起因スレバ一地方ノ困難ヲ以テ論國庫支辨ニ復スル筈デアロフト思ヒ込ミテ居リマシタ然シ地方税トナツタ所ガ各地方ニ於テモ如何ニモ困難ナル次第デアリマスカラ隨分苦情ガ多カツタノデ府縣會ニ於テハ苦情ノ絶間ガナイ位デアリマス私共ノ管轄スル所ハ再度モ建議ヲ府會ヨリ出シタガ之モ無理ナラヌコトデアリマス其地方税ノ當ヲ得ヌトカ又性質ニ反スルトカ申スコトハ先刻小松原君カラ巨細ニ談話ガアツタカラ更ニ申スニハ及ビマセヌ實ニ性質ニ反シタ者ニ相違アリマセヌ又此改良ヲ計ル上ニ就テモ此監獄費ヲ國庫ノ支辨ニ復セザル以上ハ其改良ノ目的ヲ達スルヿハ難イト云フコトモ細カニ御話カアツタカラ之モ申スニ及ヒマセヌ唯一ツ爰ニ申陳ベナケレバナラヌコトガアルガ即チ監獄ノ改良ヲ計ラントスレバ隨テ一時其費用ガ多クナルダロウト思フ然ラハ此經費ノ增サヌヤウニ手段ヲ付ケナケレバナラヌ經費ノ增サヌヤウハ別デアリマセヌ囚徒ノ增サヌヤウニスルニアル囚徒ノ減スルヤウニスルニアル此囚徒ヲ減スルヤウニスルト云フコトハドウシタラ善カロウカ之ハ囚徒ヲ生ミ出ス者ヲ生ミ出サヌヤウニセシメルヨリ他ニシカタガナイ囚徒ト雖モ人間デアリマスカラ決シテ天カラ降ルモノデナイ木ノ股カラ生レ出ルモノデナイ皆市町村カラシテ生ミ出スモノデアル故ニ市町村カラ囚徒ヲ生ミ出サナイヤウニシナケレバナラヌ之ヲ生ミ出サヌヤウニスル工夫ヲシナケレバナラヌ全体市町村ト云フモノハ囚徒ニ限リマセヌ何デモカンデモ生ミ出シマス善イ者モ惡イ者モ生ミ出ス只囚徒ヲ生ミ出スカト云ヘバサウデハナイ道德家モ生ミ出シ實業家モ生ミ出シ大臣モ生ミ出シ金持モ生ミ出シ技術家モ生ミ出シ學者ヲモ生ミ出シ種々雜多ナ者ヲ生ミ出スカラ成ル丈ケ囚徒ノヤウナ惡イ者ハ生ミ出サヌヤウニシテ善イ者ヲ生ミ出スヤウニ工夫シナケレバナラヌ市町村ヲシテ國ノ益ヲ爲ス者ヲ生ミ出サシメ國

監獄学雑誌　第3巻 第11号
矯正図書館

ノ害ヲスル者ヲ生ミ出サシメヌヤウニスルニハドウシタラ善カロウト一考スレハ之ハ市町村ノ智識ト道德ト財產ト此三ノ者ヲ進メテ行クヨリ外ニ仕方ガナイト思ヒマス此市町村ノ智識道德財產三力ノ度合ヲ進歩セシムルニハ地方行政ノ上ニ就テ金ヲ費サナケレバ出來ヌ事ト思フ此地方行政ニ係ル仕事ハ決シテ數ノ多イモノデアリマセヌ教育ノ事トカ土木ノコトヽカ勸業ノコトヽカ衞生ノ事トカ數ノ決ツタモノデアル之ヲ進メテ行ケハ其力ノ度ヲ進メルニ足ルヿナラン其方法手段ハ種々アル可シト雖ヒ畢竟地方稅ノ仕事ト市町村自治ノ仕事ト相待テ進行スルヨリ外ハアルマイト思ヒマス孜々汲々怠ラス年ヲ積テ培養シ智德備テ廉恥ヲ思ヒ財產足リテ禮節ヲ知ル所ノ度ニ達シタナラハ罪惡ノ者ハ減シ國ニ益スル者ガ增スニ違ヒナイ此ニ至テ市町村ハ有益者ヲ生ミ出シ有害者ハ生ミ出サヌ者トナリマス其果ヲ見ルノ因ハ地方費ニアリマスカラ此監獄費ノ如キモノハ先刻小松原君ノ演說ノ如ク國庫支辨ト爲シテ專ラ是レマデ監獄ニ充ツル所ノ費用ヲ市町村ノ度合ヲ進メルノ仕事ニ充ツレハ其結果ハ罪囚ヲ減スルコトニナラウト思フ廻リ遠イ話デアルケレトモ他ニ考ヘガ就キマセヌカラ之ヲ一言申述ベマス

●刑事被告人ニ對スル獄則違反處罰法ノ設ナキハ如何

涙華生

吾現行監獄則ヲ始終一貫シテ再三復讀スルモ刑事被告人ニ係ル獄則違反ニ關スル規定ハ一モアルコトナシ故ニ刑事被告人ニシテ如何ニ凶惡頑執ヽ獄則ヲ遵奉セサルコトアルモ責罰ノ道ナシ其責罰スルコト能ハサルハ目下獄司ノ最モ疑ヲ容レ且難難スル所ナリ又從來此問題ニ就テハ監督官廳ニ伺ヒ出ル向アルモ監督官廳ニ於テモ法ニ明文ナキ之ヲ如何トモスル能ハサルヨリ或ハ單ニ說諭ニ止ムヘシトノ指令等モアリタルヤニ漏レ聞ケリ又或ル說ニ由レハ現行監獄則ニ於テ故サラニ刑事被告人ノ獄則違犯ニ對スル處罰法ヲ除キタルハ他ニ理由ノアルアリト予輩ハ其理由ハ何邊ニ存スルヤヲ聞クヲ得スト雖モ聊カ茲ニ立法者ノ此規定ヲ設ケサリシ精神ニ遡ツテ之ヲ論究シ一日モ早ク此規定ヲ追加或ハ設定セラレンヿヲ吾カ立法者ニ向テ請ハント欲ス

抑モ吾立法者カ現行監獄則ニ於テ刑事被告人ニシテ獄則ヲ犯セシ場合ニ於テ之レカ處罰法ヲ設ケサリシ趣旨ヲ案スルニ刑事被告人ナルモノハ犯罪嫌疑ノ爲メ一時身体ノ自由ヲ拘束スルニ過キスシテ他日果シテ罪科アリヤ否ヤハ豫知シ得ヘカラサルナリ故ニ他日公判裁判官ノ審理判決ヲ經テ有罪ノ判決確定スルマテハ無罪純白ノ良民ニ異ナラサレハ宜シク自由人ヲ以テ遇待セサルヘカラス夫レ然リ然ラハ天然ノ自由ヲ拘束セラルヽ無罪人ニシテ何ソ獄則違反ヲ以テ擬スルノ理由アランヤト予輩此說ヲシテ果シテ立法者ノ理由トセンカ予輩ハ曰ハント欲ス立法者ハ一面ニ於テ自カラ法ヲ設ケナカラ一面其法ノ行ハレサランコトヲ自カラ欲スルモノナリト又斯ル立法者ハ身ハ立法ノ職ニアリナカラ裁判官ノ地位ニ意思ヲ馳驅シテ腦中立法者兼裁判官タルノ觀念ヲ抱懷スルモノト云フニ蜘蛛セサルナリ法律ノ原則ニ曰ク苟クモ法廷ニ立ツテ事ヲ斷スル裁判官タル者ハ眼中宜シク曾テ犯罪ナルモノナカルヘシ從テ有罪ナル憶想ヲ抱クヘカラスト此原則ヲ以テ前陳立法者ノ腦中ニ移植シタル認謬ヨリ斯ル結果ヲ生スルモノト斷言スルハ予輩憚カラサル所ナリ請

矯正図書館

フ之ヲ論セン

刑事被告人ナルモノハ如何ナルモノナリヤト云フニ予輩ハ茲ニ答辨ヲ俟タスシテ曰ク社會ノ公安ヲ亂リ國權ヲ犯シタリトノ嫌疑アル者ニ對シ執法官カ社會公衆ノ嫌疑ヲ解センカ爲メ法律ノ規定ニ從ヒ一時被嫌疑者ノ身体及自由ヲ拘束スルモノニシテ之ヲ換言セハ刑事被告人ハ犯罪被嫌疑者ト云フ方或ハ穩當ナラント信ス尚ホ之ヲ解剖スレハ國家ノ代表者將タ求刑者ナル檢事及ヒ檢事ノ隷屬者ナル司法警察ノ任ニアル者カ刑事訴訟法ノ規則ヲ履ンデ其變ニ應シ機ニ投シテ一歩モ之ヲ假借セズ此犯罪被嫌疑者ヲ搜索審糺シ國權ヲ完フスルト同時ニ社會公衆ノ疑念ヲ霽ラサン爲メ危險ヲ防止シ又罪跡ノ一旦顯ハルヽニ於テ是レ等ノ罪証湮滅ヲ豫防スルノ手段トシテ該事件ノ審糺中身体及自由ヲ拘束スルニアリ其拘束スル所是レ之ヲ我監獄則ニ於テ拘置監及留置場ト稱ス即チ同則第一條ノ明示スル所ナリ而シテ監獄則ナルモノハ刑事被告人ノ外有罪ノ宣告ヲ受ケタル者(囚人)及懲治人又ハ瘖啞者等ヲ懲瑟感化セシムル爲メ其方法細則ヲ規定セラレタルモノナルヿハ予輩ノ贅言ヲ俟タサル所ナリ故ニ苟モ法定ノ式ヲ履ンデ第一條ニ列記スル所ノ各種ノ監獄ニ投入セラレタル者ハ老若男女ト貴賤貧富ヲ論セズ監獄則及之ニ附屬スル監獄則施行細則ニ定メラレタル紀律ノ下ニ於テ謹慎以テ獄司ノ命ヲ奉セザルベカラザルヿハ是レ亦國權ノ命ズル所國法ノ然ラシムル所ナリトス故ニ如何ニ高位高官ヲ有スルモノト雖モ賤夫馬丁ト雖モ苟クモ法ヲ犯シタルモノニシテ法定ノ手續ニ由リ一旦收監セラレタルモノハ同一法規ノ下ニ同一ノ待遇ヲ受クルヿハ勿論ニシテ一歩モ偏重偏輕又ハ寛嚴アルヘカラザルナリ況ンヤ刑事被告人中ニハ慣習犯ニ係ル前科ヲ有スル再三犯者等尠カラザルニ於テヲヤ故ヲ以テ假令刑事被告人ナレバトテ其他ノ囚人ト幾何歟取扱ノ方法ヲ異ニスルハマダシモナレドモ苟モ監獄ニ關スル紀律上ノヿハ細大ヲ問ハズ之ヲ奉セザルベカラザルノミナラズ司獄官タル者ハ飽迄之ヲ嚴正適實ニ執行セザルベカラザル權利及義務ヲ有スルモノナレバ紀律保維ノ上ニ於テハ監獄則ノ規定ヲ强制執行スルノ權力アルモノトス故ニ在監人ニシテ監獄則ノ規定ニ違反スルアランカ之レカ處罰法ナカルベカラザルハ勿論其處罰ハ紀律保維上ニ於テ必要缺クベカラザルノ要具ナリトス然ルニ我監獄則第四十二條以下獄則違反者ニ對スル處罰ノ規定ハ囚人ノ場合ヲノミ規定シテ刑事被告人ニ關スル獄則違反ノ規定ナキハ抑モ何等ノ缺點ソヤ予輩疑訝ナキ能ハザルナリ予輩ハ茲ニ斷言セントス前陳推測ノ如キ理由ヨリシテ刑事被告人ニ獄則違反ヲ罰セザルノ精神ナリトシ又監督官廳ニ於テモ之ヲ是認セラルヽモノトセバ我カ立法者ハ秩序ヲ維持スル爲メ紀律ヲ匡正セントシテ自ラ紀律ノ弛廢センヿヲ望ムモノナリト大方ノ識者以テ如何トナス希クハ天下具眼ノ士説アラハ敢テ垂レンヿヲ併セテ吾カ立法者ニ向テ此規定ノ設定セラレンヿヲ切望ス聊カ以テ感ヲ書ス

蒼海一滴

●清浦奎吾君クローチ氏トノ問答

問　再犯加重の行はるゝ國は於ては監獄は於ても亦其犯人乃待遇を嚴はするは法律上及實際上正當とす

矯正図書館

るや再犯者の工錢ハ初犯者工錢の三分の一を減し、初犯者ハ一日の定額三ペニー超過額十五ペニーなれハ再犯者ハ二ペニーと十ペニーとの割合を以て適當なるへし

問　監獄ニ於て何れの作業を可とするや

答　共同作業と各人作業　機械的作業と手工的作業

問　此問題ニ付てハ既ニ口頭ニ陳述して置きたるを以て爰ニ贅せす

答　此問題ニ付て遷善の認め付かさる放免囚ニして保護會社若くハ教會等ニ於ても之を引取るを欲せす且

問　典獄ニ於て遷善の認め付かさる放免囚ニして保護會社若くハ教會等ニ於ても之を引取るを欲せす且本人の工錢飯郷の旅費を辨するニ足らさるとき之を如何ニするや

答　凡そ囚徒ハ何人と雖も出獄後歸郷の資なかるへからす故ニ其工錢ニして旅費を辨するニ不足ならんか監獄署ハ之を給せさるへからす

然れとも囚徒無資ニて出獄するか如きことなからしむる爲め工錢ハ總て之を旅費ニ費消せしめす我普國ニ於てハ工錢十五馬克ニ達せさるときハ其旅費を全給し又工錢十五馬克の上ニ出るも尚ほ旅費を辨するニ不足なるときハ其不足額のみを給するを以て慣行とせり

監獄制度ハ法律及監獄則を以て規定するを必要とす法律を以て規定すへき事項ハ刑罰執行ニ關する一般の原則なれハ其法律を以て之を發布すへきものたるや明けし然れとも監獄則ハ其細目を規定するものなれハ行政命令ニ依て之を確定すへきものたり而して其法律と命令とを以て規定すへき區域ハ一般ニ之を定むることと困難なり其詳細ニ至りてハ余の著書第七十四欵ニ明なり法律を以て規定すへき事項と命令を

矯正図書館

以て規定すへき事項とを知るゝ於ての適例ハ和蘭王國の制是れなり同國の監獄ゝ關する法律及命令ハ戯せて我著書第七十四欵ゝ在り余ハ君か公使館の手を經て是等法律命令を取寄せられ以て之を日本監獄改良の一助とせられんことを希望するの外なし和蘭國監獄則の事ゝ付てハ我著書第二十四欵ゝ之れを翠陳せり

抑も裁判官か法律ゝ基きて裁判したる總ての刑罰を執行するハ國家の事件たり故ゝ國家ハ之ゝ必要なる監獄を設置し且つ之を保存管理し幷ゝ之より生する費用を負擔せざるべからすとの結果を生すへし今夫れ或る國ゝ於て裁判上判決したる刑罰を執行すへき或種の監獄を從來町村若くハ其他の自治團体ゝ於て保存し來りたるも尚ほ町村等をして此費用の負擔を免除せしむるゝ付別段政畧上の理由存せさる以上ハ町村及自治團体をして監獄保存の爲め年額を國庫ゝ支拂ハしむることゝ爲すハ國法上爲し得へき所なり但し其費額は從來監獄の爲め支出せる金額に適合せさるへからす、此地方より納付すへき金額ハ國家か監獄の保存及管理に支出する費用の補充額となるものなり

茲ゝ一の問題あり即ち彼の警察上捕縛せらたる者及護送中の者を拘置し幷に警察上の自由刑を執行すへき所謂「警察監獄」を保存すへきものハ何れの任に屬すへきやと云ふゝあり、若し警察ハ國の事務にして警察費は國庫支辨ならは警察監獄の費用ハ亦國庫支辨ならさるへからす若し又警察ハ町村の事務にして其費用も町村の負擔ならは警察監獄費も亦其負擔たらさるへからさるや明けし、然れとも若し監獄の制度をして整然たらしめんと欲せハ可及丈監獄殊ゝ小監獄の員數を減少せさるへからす何とをなれハ小監獄ハ通常其管理方甚不行屆なるものなれハなり若し夫れ都會廣大ゝして大なる警察監獄の必要あるときハ兎も角、左もなくハ國家ハ警察上の囚徒を裁判所監獄ゝ入るへく而して若し警察費ゝして町村の負擔たらは囚徒の拘留費ハ一日一人ゝ付其額を確定して以て之を町村より辨償せしむへきなり

批評

●教誨叢書 北海道樺戸同情會發行

破法窟主人　投

教誨叢書ハ北海道集治監教誨師諸氏の編輯ゝ係るものゝして始め同情と稱したりしを故ありて此題名ゝ變更せられたるなりと聞く人も知る如く彼の教誨師諸氏ハ凡べて熱心なる基督信者なれハ其編輯ゝかゝる本書の如きも必らずや基督の教旨ゝ據て經緯せらるべきハ發行趣意書の冒頭ゝ聖書中の「ゴールデンルール」を引つ張り出されたるを見ても明らかなり唯だ予輩ハ何故ゝ諸氏が淡泊ゝ之を明言せられざりしやを怪しまさるを得す予輩ハ常ゝ諸氏ゝ望む諸氏ハ其信する所の道ゝ據て眞面目ゝ教誨を施し基督教感化力の如何ゝ大なるかを表明せらるゝ所あらんことを、大ゝ其新鋭活潑なる勢力を振つて佛教教誨と其効驗の優劣を角逐せられんことと予輩の切望して止まさる所なり諸氏何んそ公然基督教の旗旗を立て本書を其機關として利用することをせざる

矯正図書館

叢書編輯の大要ゝ曰く本書ハ監獄の教誨を登録するを以て主要とし傍ら餘の項目を置て編輯すること左の如し曰く教誨、說教、傳記、經濟、勸話、理學、聯珠、作文、讀方と而して其所謂說教の欄ゝハ各宗大家の說教を編輯すべしとあるを以て之を見れハ強ち基督宗大家の說教ゝのみ限らさるものゝ如し蓋し諸氏ハ之れゝ依て其度量の廣きことを示されんとのポリシイゝハあるべけれど是れ大ゝ予輩の贊成する能ハざる所ゝして予輩ハ寧ろ諸氏の不淡泊否な其信する所の道ゝ對するの不信切なるを責めさるを得さるなり敢て再考を望む

今本書第五輯を通讀する所ゝ據て妄評を試みんゝ第一、「教誨」の欄春の山を觀よと題する松尾氏の文ハ文章としてハ清く麗かなること春の山の如しとも評すべけれ然し是れが教誨とハ慾ゝも受け取れ難し、少こ學術演說尙ほ恕すべし、恕し難きハ其文中囚徒諸氏ハ凡て制限内ゝありて擧動するものなれハ良師を求め て得る能ハず不審を質さんと欲して質すゝ難きハ規律の下ゝ謹愼するものゝ當ゝ然るべき事なり此時ゝ方り囚徒諸氏の寂寥を慰め將さゝ萌芽せんとする心意の善念を誘掖懇導するものハ讀書を措て他ゝ良法なきなり故ゝ曰く良籍ハ以て諸氏の師友たるへし以て良友たるへし云々（圏點ハ評者の付したるものなり）と放言せられたることゝそある教誨師とも謂ハるへき人が囚徒ゝ向つて斯かる大誤謬（監獄ゝ於て讀書を許す旨趣ゝ對し）の演說をせらるべしとハ思ひも寄らぬことなれバ思ふゝ、こハ唯だ叢書の材料ゝとて起稿せられたるものなるへし然し本書ハ囚徒ゝも看讀せしむるものなりと云へバ今後ハ大ゝ注意を加へられたき事ゝとゝ、若し果して「教誨」の欄ゝハイッもかゝる材料が登載せらるゝものとせバ予輩ハ大ゝ本書否な北海道集治監ゝ於て施行する所の教誨其物ゝ向て攻擊を試みざるを得さるなり、「說教」……本書の骨子とも云ふへき此の欄ハ他の記事の多かりしとかの爲めゝ本輯ゝ於て之を省かれたるハ殘念なり、「經濟」の欄、勞力の講義、願ハくハモー一段平易ゝ解せられたし、原氏の教を受る人の心得と題する記事、是れぞ正しく教誨の欄ゝ入るへき好材料なりと思ハる、恰かも其人ゝ就て教を聞くか如し、僅かの事なれども其文中、在監の人々など、輕く筆を廻ハさる、所、實ゝ千鈞の重みあり之を彼の囚徒諸氏など、言ふものゝ比しなハ其間實ゝ雲泥の差も啻ならずと謂ふへし其他ハ別ゝ評するまでのことなし惣じて本輯ハ餘まり出來宜しからざる方なりと思ハる且つゝ家ものかハ知らねど何もかも惡く言へバ屁をヒッたやうなことまでも西洋人を引合ひゝ出さるゝハ餘り感心したことゝハあらず殊ゝ囚人などゝ看讀せしむるものなれバ此邊ゝ少しく注意あらんこと望ましゝ妄評多罪

矯正図書館

雜錄

●看守訓授試作（承前）

門外漢稿

第十八、在監人への差入及給與品ゑ關する心得

在監人への差入及給與品ハ監獄の安寧及紀律を保持する上ゑ至大の關係を有するものゑして之ゑ關する扱ハ最も精密なる注意を要するなり、抑も在監人への差入品ハ監獄則ゑ規定する所ゑ基き個人的關係を省察し監獄の紀律ゑ支障なき限り之を許可するハ固より妨けなしと雖、差入品中ゑハ應禁物又ハ兇器の包藏しあるハ往々發見する所ゑして其飲食物なるゑ於てハ又健康上ゑ障害あるものも之れなしとせず、之れか許否ゑ就てハ極めて愼密丁重ならざるへからす、其檢査も亦等閑疎略ゑ附し去ることなく丁寧嚴密なるを要するなり、若し差入品の許否ゑして愼重を欠かんか公平を失して監獄の威信を損す、檢査ゑして等閑疎略ゑ失せんか其危害の及ふ所豫め測定し難くして監獄の安寧を害す、否らさるも少くとも監獄の紀律を損し在監人の健康を害する等のことあるハ免れさるなり

又官給ゑ係る物件若くハ飲食物の配與ゑ就ても專ら公平を旨とし敢て厚薄疎密ゑ涉るか如き不公平なからしめさるへからす、不公平ハ不平を招致するの種子なり不平ゑして積重せハ忽ち怨恨と化し其極ハ自暴自棄となり自己の利害を顧みるゑ遑あらすして監獄の紀律を犯し安寧を紊るゑ至る、在監人の常態比々皆是ならさるハなし、彼の給與品を配與するゑ當て監督ハ名のみゑて其實際ハ之を囚人ゑ一任するか如きハ最も然るへからす、假令ひ給與品の種類量數等ハ監獄則又ハ同施行細則ゑ於て規定しありと雖實際の配與方如何ゑ依りてハ厚薄疎密ゑ涉るの不公平を生す察せすんハあるへからす

夫れ監獄ハ紀律の府なり、凡そ紀律ゑ關する事項ハ些末のことゝ雖之か注意を怠るへからす、中にハ從來よりの事なきを恃みと爲し無事ゑ慣れて注意を怠る向なきゑしもあらす若し不注意よりして不慮の事變生せハ如何せんとす後悔、臍を噬むも及ふ能ハす獨り當務者の過失たるのみならず監獄全体の失体なり、如此ハ戒護者の爲めゑ惜み且取らさる所なり深く戒め且愼まさんハあるへからす

要するゑ差入及給與品に就てハ不公平且不平の生し易きものなり當局者ハ機敏ゑして愼重且注意周到ならんことを要す、事ノ破綻ハ多く油斷即ち不注意ゑ存すれハなり、又公平ハ事を裁斷するの利劍なり何ものか能く公平ゑ敵し得ん人の上に立ち其職を全ふせんと欲せハ公平を確保するの心掛なくんハあらす況んや多數の在監人を統御するの難局ゑ當るゑ於てをや戒護者たるものは勤むるゑ成り怠るゑ破ると云ふ言を忘るゝ勿れ尙ほ差入及給與品に關する心得中必要事項ハ左に列記して當局者の參考ゑ供せんと欲す

一、差入品ハ檢査を經たる上にあらされハ如何なる事情あるも之を受くへき本人ゑ渡さゝる樣注意すへし

二、差入品を檢査するに當てハ丁寧嚴密を旨とし先つ包藏物の有無ゑ注目し其飲食なるときハ酒氣毒氣の有無其他健康ゑ害なきや否やに注意すべし

三、飲食物は前項の手續を了し不都合なきを認むと雖尙ほ其一部分を選取して之を差入人ゑ嘗試せしむるを要す

四、差入品の檢査ハ可成速かゑ之を爲し了ハる樣注意し徒に差入人を扣待せしむるか如きことなきを要す

五、差入飲食物ハ喫飯の際之を配與するを要す

六、書籍なるときハ一枚宛檢査し破獄の具なきか又ハ通謀の媒となるへき形跡なきや否やを詳査し若し二枚以上合貼したる表紙あるものハ之を引離して檢査するの注意あるを要す

七、衣服なるときハ特ゑ其襟及裾ゑ注意し時宜に依らハ之を解縫して詳査し綿入なるときハ其綿内をも搜査するの注意あるを要す

八、夜具蒲團なるときハ其縫目及綿内ゑ注意し疑はしきものは解縫して其綿内を搜査するを要す

九、用紙なるときは一枚宛精檢すへし

十、給與品ハ其種類量數を誤らさる樣注意し破損汚穢せるものあるを認むるときハ其儘看過せさるを要す

十一、飲食物を配與するに當てハ特ゑ其監督を嚴ゑし不正不良に涉るの所爲なからしむる樣注意すへし

十二、給與品及差入品ハ在監人をして互に受授交換

矯正図書館

せしめさる樣注意すへし

十三、給與品及差入品の受渡を囚人ゟ一任するか如きことは嚴禁す

十四、檢査又は監督上不都合の廉あるか又ハ疑はしき點あるを認むるときハ直に上官に申告することを怠るへからす

●囚人の親族の心術

東　陸野　人稿

犯罪人の父母を始めとし其他の親近者の心性を檢知するの重要なるはロムブロソーを待たずして知るべきなり予ハ囚人來往の書信ゟ注意すると特ゟ深し而して往々斯父母にして斯子あり何ぞ怪しむに足らんやの歎息を發するとあり之を要するゟ渠等無恥の社會ゟ在ては渇しても盗泉ゟ飲まずの節操あるを望むべからざるが如し子弟をして罪惡の深淵ゟ沈淪せしむるもの豈ゟ其れ素なきを得んや然れども予ハ悉く皆此の如しと斷言するにあらず中にハ愛子の沈淪を見聞して哀傷慚愧の餘斷腸啻ならず或ハ爲めに生命を失ふものもなきゟあらず蓋し是等純良の徒は曉天の晨星のみ寥々數ふるとを得べきほどなり之ゟ反して廉恥の何たるを知らず口腹の慾を以て無上の快樂となし乘すべきの機會あれば忽ち之を利用して已れの慾を縱ゟせんとする下等人民ゟ至りてハ其尊屬親なると卑屬親なるとを問ハす苟も囚人ゟ貯金あるを聞知するときハ百方口實を構へ必要を鳴らし如何ゟもして囚人辛苦の膏血を絞取せんと計るもの尠少ならず實ゟ慨歎の至なり盗賊よりおつりを取るとハ是れ之を謂ふならゆ犯罪種族の絶滅せさると豈ゟ偶然ならんや今此等囚人の父母等の思想を推測するに處刑を受けて繫獄せらるゝ子孫等を視ると宛も他鄉ゟ出稼すると一般なるかの感あり予ハ時々此點ゟ於て喫驚するとあり左ゟ二三の例を假設して予の言を證すべし（書信なると接見なると問ハず父母等より在監囚ゟ向つて贈金を請求する意味を書き顯ハすなり）「此頃大風ゟて屋根を破損し雨露を凌くとも不相成實ゟ困入候間申兼候得共金壹圓計御送り被下度」又ハ「遂々老年ゟ相成賃仕事も出來兼候間御給與金の中何程なり共御貸き被下度」又ハ「近來世の中不景氣ゟて糊口ゟも差支へ候乍去多少資本さへあらハ何とか取續可相成就てハ御氣の毒ゟは存候得共御貯蓄の工錢何程か御惠み被下度」又ハ「過日ハ金何程なり御惠與被下難有受納仕候以御蔭正月ゟハ餅も携き子供ゟ新規の着物を調へ申候尚此後御送金被下候節ハ何町の郵便局へ宛御振出し被下度左候へは道法も減し好都合ゟ有之」又ハ甚しきの恐嚇的の筆法を用ふるものさへあり「最早今日も送兼候間此手紙屆き次第直樣何程なりとも御送金被下度萬一延引致候ハヽ無據淵川へなりとも身を投けるより外無之老母憐れと思召候はゝ吳々至急御送金願上候」以上列記するが如き文体の來信は決して稀ならす恐くは各地とも概ね此くの如くならん愚昧の民を敎ふるは固より一朝一夕ゟして能く目的を達すへきゟあらざるべし必ずや百年の長計ゟ依り普通敎育の効を待つを要すべし兎ゟ角吾人の寒心して措く能ハざる所なり監獄ゟ於て囚人親族の關係を詳悉するの必要なるハ此一點を以てするも明なりと謂ふべし因ゟ囚人自身の言ふ所ハ信ずべからざると多し囚人は自家の富榮を誇張するを通例とすロムブロソーの犯罪人ハ大言者なりと謂ふと吾人を誣ひざるを知るなり是ゟ於てか囚人身上の關係を其入監の際所轄警察署又は市町村役場ゟ照會するの必要を生するなり

統計

●府縣會監獄費決議額

府縣	二十四年度豫算 監獄費	監獄建築修繕費	合計	二十五年度豫算 監獄費	監獄建築修繕費	合計
	円	円	円	円	円	円
東京	二一三、九九二、〇八九	八五、六二九、八二五	二九九、五二一、九一四	二三八、二八四、九四八	八八、四五二、一五一	三二六、七三七、〇九九
京都	六三、〇四七、五〇〇	一四、〇〇四、五一七	七七、〇五二、〇一七	七七、四八二、三五五	二、〇五三、八三四	七九、五三六、一八九
大阪	一六六、八六四、五六一	三六、〇二七、八〇二	二〇二、八九二、五六三	一五七、三二七、三三四	二、〇二八、六六八	一五九、三五六、〇〇二
神奈川	八八、六二四、一二〇	一三、八四二、〇四三	一〇二、四六六、一六三	九一、九七五、九一六	一、三五六、八八七	九三、三三二、八〇三

矯正図書館

| | | |

矯正図書館

飜譯

●看守練習所ニ就テ

（承前）

山上義雄 譯
フエーリング述

上文述ヘたるか如きワグニックの設ニして若し結果を奏せさりしならんヨリ當時施行せられたる監獄改革の爲め不幸なる結果を見るヨ至りたるリ論を俟たさりしなり然れども此説の卓越リ改革の爲めヨ毫も影響を蒙らさりしなり此の説の非難すへからさるリ假令ひ其當時ヨリあらさりしも十八世紀の后半期即ち千八百五十九年ヨ於て當時のハンノーフエルリウチベルヒ囚人監典獄「リユウトゲン」此看守練習所を該監獄ヨ設置したると及其後任者たる「ホイレス」氏「リユウトゲン」氏の業をうけ之を繼續したるとヨ依り明かなりとす余リ看守練習所の組織ヨ就て詳言するの必要なしと思惟するヨ因り參考として單ヨ千八百五十九年より千八百六十八年ヨ至る迄の間ヨ於て百二十七人の看守即ち半數リ陸軍半數リ常人より養生し内就職を辭したるものリ僅々九人ヨ過きさりしことを記載す「ホインス」氏の報告の如きリ最も參考ヨ稗益少からさるものとす

千八百六十七年ヘルギー國ロウウエン監獄ヨ於て看守練習場を設け最早練習生ヨ教ゆるヨ單ヨ普通學科を以てしたりと雖も千八百七十六年以降リ學理の教授時間を設け講義を爲すヨ至りたり千八百七十七年の終りヨ至迄練習所ヨ入學したる看守の數リ實ヨ百七十人の多きヨ達せりロウウエーン監獄の典獄リ此教習所の結果大なりしを確信せり

看守學校設立の思想リ漸々其範圍を擴張シユウエデンヨ於てリ之をストックホルム近傍ランゲンホルム所在の監獄ヨ設置せり在ノイハアラル分房監獄の典獄ドクトル、グイルラウメー氏リシユワイツ諸屬監獄看守ヨ講義を授くるの囑托を受けたり龍動ヨ開設したる千八百七十二年の萬國監獄會議及千八百七十四年チユリッセニ千八百七十四年伯林ヨ千八百七十七年ニスツットガルトヨ千八百七十七年ヨウポルトヨ於て開きたる監獄會議ヨ於てリ看守教習所ヨ關する會議を爲し之を可決せり然れども前顯萬國監獄會議ヨ於てリ佛、墺、バーデン、丁抹、和蘭、及魯の六國の委員リ看守最良の學校リ實驗ヨありとの旨趣を以て看守練習所リ不必要なりと論したりと雖も其他の委員リ學理なりとして實驗の成立すへき理由なし學理リ數年經驗したる職務實地上の總結果ヨして即ち學問上より實驗の爲めヨ設けたる原則の總括ヨ外ならすと辨し大多數を以て之を可決したり是れ迄看守練習所を設置したる各國ヨ就て見るヨ其希圖したる目的を達したるリ蓋し少しと謂ふへし他の諸國リ我伊國に先ち此創設を爲したりと雖も看守練習所根源の組織を設けたるリ我國を以て第一なりと謂リさるを得す此事たるや實ヨ千八百七十三年六月廿三日附法律及同七月廿七日附訓令ヨ基けるものヨして中央獄務行政部ヨ於てリ不適當の元素を排除し經濟の方法を改め一層德義の程度を高め法律を嚴ヨしたる等の結果ヨ因り司獄官吏ヨ大變遷を現はしたり

該法律は主として練習所の事項を規定したるものヨして立法者の目的も亦練習所の數多を設立せんとを希圖したるは毫も疑を容れさる所なり然るヨ今日ヨ至る迄ヨ之を創設したるリ唯羅馬ヨ一ヶ所あるを見るのみ余リ左ヨ其概畧を記載せんとす

此練習所は内務省獄務部の直轄ヨ屬しレジナ、ツエリー寺院ヨ在り其經費は拾萬「フランク」寢室六、寢臺二百三十、病室一、寢臺十、教場數室、書籍縱覽室、庖厨、倉庫、食堂其他必要の房室及縱百六十米突幅六十米突の体操并歩兵操練所なりとす

練習生の採用は内務省之を知事ヨ委任す練習生は未婚ヨして品行方正なる者ヨ限るものとせり練習の時間リ六ヶ月誓約年限リ八年とし其任命は各本人の技能を謀り内務省之を行ふ

練習生ヨリ入學の際看守と同一の官服及手當金二百「フランク」を給す然れとも此内百「フランク」は試驗時日（ツアイト）の經過后ヨ於て支給し餘の百「フランク」リ之を領置す此外練習生にリ日給二「フランク」八「セント」を給す練習生の日給中より日に食費（プローベー）として九十「セント」校費として五十「セント」洗濯及雜費として八「セント」を引去り殘六十「セント」即ち一ヶ月十八「フランク」リ之を月末ヨ支給す此練習所リ管理最も宜しきを得たるものヽ如く六ヶ年后ヨ於ては洗濯費の内よりリ八萬一千「フランク」を節省するを得たり是ヨ由て之を觀れリ終ヨリ節省して得たる金額を以て國庫の補助を仰かす練習所獨立の經濟を維持する

矯正図書館

と敢て難きにあらざるべし

食物の必要とする暖食物の外一日肉二百五十「グラム」葡萄酒半「リーテル」白パン半「キル」なりとす而して疾病等の場合に於ては取扱及藥用等總て本人の自由に任す

授業時間及學科表の日の長短に依り四季多少の變更あるの勿論にして學業時間の軍人幷通常人に依り多少異なると雖も概して一日六時間乃至八時間体操及歩兵操練一時間半身体洗濯及入浴一時間半なりとす其餘の時間は之を食事幷研究會等に分割し外出は三日毎に二時を限り一回之を許す

前顯内務省獄務部の長官は練習生の性質を判別し之を地方監獄の一に在勤せしめ及本官に任命す千八百七十四年頃に於ては人員甚た欠乏を告け需用最も多く爲めに六ケ月間の練習を爲さしむる能はさりしと雖も其後ちに至ては規定の時間練習せしむるを得たり又近年に至りては練習生を分ち二週乃至三週間實務練習として羅馬各監獄に差遣せしむるに至れり

左に掲くる表は本練習所に入學せる練習生在學の時間卒業及任免に關する千八百七十三年より千八百七十七年に至る五ケ年間の統計を示すものなり

練習生員	軍人	通常人	練習中退學ナラシメラレタルモノ	軍人	通常人	卒業ノ后任命セラレタルモノ	軍人	通常人	試驗時間中成績罰ヲ受ケタルモノ	軍人	通常人	計
千八百七十三年	一三八	七	一六	二	一	一三	五	一	一	二	一	一六四九
同七十四年	五三一	一五九	五四	一六〇	一	四七七	一〇五	一	一	三	一	一三九六
同七十五年	五一八	一〇六	四三	一	一	四七五	八三	一六	三	四〇	一	一三九六
同七十六年	五一七	七九	七九	一	一	三三八	五二	三	三	六	一	一三九六
同七十七年	一五五	一〇一	六一	一	一	四三	二〇	四〇	一	一	一	三〇七
發員	一	一	一	一	一	一	九七	一	一	六	一	七九
計	一六四九	四五三	五〇	一六二	一七一	二九四	三〇三	五二八	一五一	三〇七	七九	一二

右の表に依れの

(一) 練習生員一ヶ年平均四百二十八

(二) 練習生の多く軍人にして通常人二割二分に對し七割八分に當る

(三) 練習生の員數の第一年に於ての他の年に比し多かりし而して看守採用試驗法實施以來其選拔一倍困難を生したるか如し

(四) 練習生の殆んと半數即ち四割八分内軍人三割三分通常人一割五分の採用せられさりし

(五) 任用せられたる看守の内處罰せられたるもの及免職となりたるものの九割三分内軍人五割六分通常人三割七分なりとす　(完)

海外通信

●寄原胤昭トチラック氏出獄人保護問題

左の書翰の前年トチラック氏より寄せられたるものなるが出獄人保護てふ問題近頃大方の注意を促すものとなりたれば或の參考の一助ともならんかと拙譯のまゝ御送り申上候

釧路　原胤昭

貴翰拜讀致し候御問合相成候出獄人保護の義左に御答致し候、英國に於ての目今各地方に此の目的のため司事者又の協會を設けて監獄に附屬せしめ政府より年々其費用として四千磅を支出致し候、尤も英國の囚人の目下殆んと一萬六千人に候得の尚四千磅に近き金額を地方の慈善家より募集し不足を補ひ申候依てこを一囚人に割當つれの十「シルリング」にして實に僅少のものなれば、之を彼れの手に渡さずして保護するを便利と致し候、彼の手に渡す時の飲食又の怠惰のために浪費するの憂あり故に管事者に由て支拂をなすとあり時としての此の金を以て彼れに授くべき職業を探求する費用に當つるとも有之候、此の管事者なるものが親切と頴敏を以て眞實に事を執行するを歡ぶ人なれば實に此の事業のためにの必要の役目に御座候、

倫敦にウイトレイと云ふ人あり、セントガイルスの「ミッションメン」の人なり、此の人の從前尋常の職工なりしが、出獄人を世話致すと至極巧者にて適當の職業を探求して之れに從事せしめ、懇切に取扱ふ其働

矯正図書館

は實ゑ數多の協會が巨額の金員を費して執行したるよりも多かりし、斯く此の事業を適宜ゑ成就する人とてゝ極て少なきものなれとも、斯くの如き人の一人ゝ數人の働きなき會吏又ゝ誠の愛心なき者の集つて巨額の金員を費すよりゝ遙ゑ優りたる者なり、偖て此の事業を爲すゑ當つて重もなる勢力を有するものゝ、禁酒なり、當國ゑ於てゝ禁酒の行ゝるゝことと無學者の減少したることゝ實ゑ此の目的をして著しく成功なさしめたり、拙者ゝ想像するゑ日本の事情ゝ我が國などとも大ゑ異なれゞ、此の事業を成就せんとするゑ當ての御困難ゝ予輩の意想外ならんと考へ候、併し左の事項をして百事ゑ向つて熱注するが如きゝ、疑なく貴國人民のためゑも必要の助ゑ相成る義と存候、

廉節。　教育。　職業。　自制。

將又當國ゑ於てゝ（米國ゑ於けるが如く）一般ゑ神を愛し之を畏るゝこと及ひ永遠の望なる者が人民の德義を高め罪惡と不幸を減少する最大なる力ゑ御座候拙者ゝ日本の宗教ゑ付てゝ深く心得ず候が、貴國人民の多くゝ佛教徒なりと考へ候、固より佛教ゑも幾多の眞善なる事柄有之ものとゝ存候が、拙者ゝ「クエカア」派の者ゑ御座候、該教派の信仰個條ゑ曰く、神ゝ總ての人間を愛したり、又之を愛し、如何なる人種ゑ係らず多少己れの靈を與ふるものなり、と實ゑ拙者共ゝ此くの如き事を信し居り候、我々の主救世主なる基督を世界ゑ降し以て神自身の己れゑ打勝ち限りなき謙遜を顯ゝしたるとゝ見る能ゝざる神靈が無限恒常、人間の上ゑ在ることを我輩ゑ信認せしむる手段の重もなるものと存候、乍併神の愛を顯し給ふことを眞實知認するものとてゝ予輩の意想外ゑ其の數少なきものゑ御座候、

神ゝ常ゑ他人ゑ向て善を爲す彼れ（慈惠者）の親族が所爲を明ゑ鑑察するものなれゞ、予輩ゝ不信者即ち殘忍なる僞善者の方便ゝ成功なきものと信せり、如何となれゞ予輩ゝ人々の眞の行爲。眞の意向。勉勵。公明。ゑ從つて、他日總ての人の上ゑ正しく神よりの賞贊（エフヴァルト）あるものと信し申候、又神の最大なる目的ゝ甚た遲鈍なるが如く見ゆれとも、人間のためゑゝ確實なる永久の教なり、之れゑ反して神の愛を嫌忌擯斥するものゝ早晩滅亡ゑ歸するものと信し申候、

偖て貴君よ以上述へたる拙者の言辭ゝ、世界の人民及ひ一個の人を幸福ならしめ世の罪惡と不幸を減少するゑゝ無比の勢力なりと拙者ゝ疑なく信ずるより眞實ゑ之を貴君ゑ陳述致し候、

拙者共ゝ曾て日本人が著き才力と耐忍力あることを聞知致し居候へゞ、貴國人民が眞の進歩と幸福を得られんとを只管希望致し候、尚ほ我が協會ゝ前日の會議ゑ於て貴君の承諾を經て貴名を外國通信員の名簿ゑ記載せんとを希望し之を議決致し候間御差支も無之候ゝゝ御許容被下度存候、

千八百八十八年三月十日（明治廿一年）

英國倫敦ハワルド協會書記　ウイルリヤム、トヲラック

日本神戸　原胤昭君足下

寄書

●敢テ司獄官幷ニ教誨師諸君ニ一言ス（承前）

小島吉太郎

司獄官幷ニ教誨師諸君卿等ハ行刑ノ重職ヲ帶ヒ或ハ教化ノ大任ヲ負ヒ社會ニ在テ上位ヲ占ラル、所ノ士ナリ殊ニ卿等カ所爲ノ囚徒ニ影響スルノ籍甚ナル恰モ小學教師ノ生徒ニ於ケルカ如シ故ニ卿等カ常ニ身ヲ處スルニ謹愼撮正ナルハ余ノ斷言シテ疑ハサル所ナリ然レトモ卿等ニシテ酒ノ大害ト危險トヲ知悉シ乍ラ萬一之ヲ飲用スル者ハアラサルカ勿論危險ヲ發セサル樣又ハ或ル定度ニ於テ之ヲ用ヰ著ルシク身体ニ害ナキヲ期セラル、ヘシト雖卿等ノ身ヲ以テ之ヲ飲用スルアランカ單ニ之ヲ飲用スルアルノ點ノミニ於テ世人ニ酒ノ不可ナラサルヲ認知セシムルノミナラス間接ノ囚徒等ニ影響スル所實ニ尠少ニアラサルナリ殊ニ教誨師諸君ノ如キハ全然犯罪ノ飲酒ニ原因スル者ヲ說クニ自個カ常ニ飲用セルニモ拘ハラス囚徒ニ對シ酒ノ害ト危險トヲ語ルコトヲ得ヘキカ通常ノ人ト雖一タヒ酒ノ害アルコトヲ察シタル以上ハ假令自個ニハ著ルシキ害ヲ受ケタルコトナシトスルモ社會ニ對スル公義上自個ノ嗜好ヲ屠殺セサルヘカラサルヤ見易キノコトナリトス況ンヤ卿等ノ如キ人類改造ノ天職ヲ荷フモノナルニ於テヲヤ又嗜好ノ重疊ハ遂ニ自個ヲ斃スノ大患タルモノニ於テヲヤ

矯正図書館

試ミニ統計書ヲ繙イテ全國酒類釀石高ヲ見ヨ一年大凡三百八十四万石ニ降ラス今一石ヲ以テ拾圓ト假定スレハ實ニ三千八百四拾萬圓ノ巨額ハ不生產的ニ且害毒ヲ含ンテ消費セラルヽモノナリ即平均一年一人ニ付九升五合換算スレハ一人ニ付九拾五錢は畢悪ヲ懲懲スルカ爲メニ流動セラルヽカ如キモノニシテ想フテ茲ニ及ハヽ爲メニ慓然タル者ナクンハアラス今ヤ本邦起スヘキノ事業夥多ニシテ而シテ國費足ラス然ルニ監獄費十二倍强ノ金額ハ酒ナル罪悪及危險製造物ノ蹂躙スル所トナリ爲メニ幾万ノ民生飢ニ泣クモノアルヲ見ハ禁酒ノ事業ハ顧ミサラント欲スト雖モ得ンヤ

司獄官幷ニ教誨師諸君余ハ切ニ卿等ニ禁酒ヲ望ム然レトモ直チニ全國ノ禁酒事業ニ働ラケト云ハス唯卿等ノ間ニ於テ斷行セヨト熱望スルモノナリ卿等カ禁酒ヲ斷行スルニ於テ利益ノ顯著ナルモノヲ舉クレハ第一身心ヲ强壯ナラシメ全力ヲ斯道ニ注クヲ得ルト第二斯ノ美德ハ囚徒ノ感化上ニ一大潛勢力ヲ養フト第三社會ノ多數ヲシテ禁酒ノ必要ヲ喚起セルシムル事業ニシテ監獄改良上非常ナル効驗ヲ奏スヲ得ヘシ

卿等一万有餘ノ士今一時ニ斷然禁酒スルトセハ九千五百圓ノ金額ハ活キテ必需ノ要ニ供スルヲ得ン若シ夫節約ヲ加ヘテ多少ノ殘餘ヲ生センカ彼ノ別乾坤ニ呻吟スル最憐ムヘキ同胞ニ資セヨ

嗚呼賢明ナル司獄官幷ニ教誨師諸君卿等ハ監獄改良ニ就テ積極的事業ニ熱心ナル如ク余ノ所謂消極的事業ニマテ熱心ナレ蓋シ禁酒ノ事タル監獄其物ニ就テノ間接ノ働ラキナルカ如シト雖監獄ヲ其根底ヨリ改良スルモノナルヲ以テ効驗ノ著大ナル誠ニ炳然タルモノアルヲ知ラハ斯道ノ爲メ社會ノ爲メ國家ノ爲メ斷々乎トシテ禁酒ヲ實行セン咿感ズル所アリ叨リニ蕪辭ヲ述ヘ敢テ司獄官幷ニ教誨師諸君ニ一言ス

●典獄服制ヲ非トスル論者ノ惑ヲ解ク

山陰　笠津生　稿

迷者ノ迷フ所以ハ其方ヲ知ラザルニアリ已ニ之ニ方ヲ示シテ而シテ尙ホ執拗頑迷ナルモノ共ニ談ズルニ足ラズ吾輩曾テ典獄服制ノ要ヲ說テ迷者ノ惑ヲ解ク然ルニ圖ラザリキ妙ニ高振リ冷罵半分ノ駁說ヲ以テ前號ノ紙面ヲ塞クモノアラントハ之ニ對シテ又筆紙ヲ煩ハスハ讀者諸君ニ對シ憚ラザルガ如シト雖モ默シテ已ムベキニアラズ讀者諸君乞フ恕シテ一讀ノ榮ヲ與ヘヨ

一塞生ヨ生ハ吾輩ノ前服制論ノ論旨ヲ三黙ニ歸スト爲シ以テ說ヲナセリ吾輩又茲ニ前說ノ眼目ヲ辨シ註釋ヲ與フルノ勞ニ耐ヘズ且ツ之ヲ辨ズルノ必要少ナキヲ以テ暫ラク生ノ見ル所ニ任シ只管解迷ノ便ヲ主トシ生ノ所謂三項ヲ逐テ說カンニ

其一項ニ於テ典獄ノ仁ト醫ノ仁ト云々之レ曾テ足下ノ事々シク言ヒ立テラレタル所吾輩前論ニ於テ辨セシ所ニシテ今更何等ノ辭モナキハ蓋シ悟了セシ所アリシニ由ルナルヘケレハ重テ茲ニ之ヲ言ハズ其吾輩ヲ以テ監獄ノ現狀ヲ知ラズトナシ不適任ノ典獄ナシト云ニ至テハ實ニ驚カザルヲ得ズ其ノ之ヲ辨ズルノ辭ナキニ苦マザルヲ得ズ否ナ之レガ辭ヲナスニ忍ビザルモノアリ其監獄ノ現狀ヲ知ラズトノ一語ハ蓋シ夫子自ラ任ズベキ所吾輩之ヲ生ニ呈セン生請フ先ヅ之ヲ受ケヨ受ケテ而シテ以下ノ說ヲナセ然ラバ則チ世人生ガ意外ニ獄事ニ詳カナルニ驚カン生ガ據リ所ナキ非服制說ニ服スルナランヲ如何ニ無責任ノ語ヲ吐カバトテ如何ニ無實ノ文字ヲ陳列スレバトテ程モアルモノナリ親シク各監獄ヲ熟視シテ後チ其說ヲ爲セ悉ク紀律其他間然スベキ所ナキ乎是レ頗ル枝葉ニ涉ル嫌ナキニ非ズト雖モ事大体ニ關ハルヲ以テ茲ニ一言スルノミ生又主張シテ曰ク威嚴ヲ保ツニハ制服ノ威ヲ籍ルヲ須ヒズト而シテ其末段ニ言フ所ヲ問ヘバ編絨ノ脊廣及遊獵帽ヲ着用シ自ラ好テ威容ヲ失墜セズ云々肅然タル儀容ヲ要スル場合ニハ金色燦然タル大禮服ヲ着ス云々ト何ソ自家撞着ノ甚シキヤ將タ生ハ前句草シ終レバ悉ク忘却シ去ルノ致ス所カ然ラズンバ何ゾ前後組織ノ甚シキヤ先キニハ威容ヲ保ツカ爲メニハ被服ノ力更ニ關セズト云ヒ後ニハ被服ノ威容ニ關スルノ益ヲ明記ス既ニ大禮服ノ肅然タル儀容ヲ要スルニ適シ脊廣遊獵帽ノ威容ヲ失墜スルヲ知ラバ何ゾ一歩ヲ進メテ制服ノ亦肅然タル紀律ヲ保持スルニ必要ナル所以ヲ考ヘザル是則吾輩ガ前論ニ於テ生既ニ制服ノ威容ニ關スル所以ヲ是認シテ而シテ尙ホ消極的ニ之ヲ要セザルモ可ナリトスルノ僻見ヲ不通ノ說ナリトシテ論セシ所以ナリ然カモ尙ホ自カラ顧ミズ老婆心ハ感謝ス云々高說ニ歎服スルモノモアルベカリシヲ去リトハ殘念ノコナリカシ云々ノ文字ヲ借リ來リテ冷評家ノ顰ニ傚ハントス生若シ斯カル文字ヲ用ヒタク思ハヾ去テ其如何ナル所ニシテ可ナ

矯正図書館

ルカヲ學ベ生又説ヲ爲シテ曰ク典獄ノ時トシテ看守ヲ指揮スルヿアリト云フハ非ナリ看守長ノ特置アレバナリト然リ實ニ看守長ヲ置クナリ然レ𪜈典獄ハ時トシテ看守ヲ指揮スルヿアルベシ看守ヲ置クナリ然レ𪜈時トシテ直ニ囚徒ニ接スルヿアルベシ生ソレ時トシテノ一句アルヿヲ知ルカ時トシテノ一句ハ贅語ニアラザルナリ助字ニアラザルナリ生吾輩ニ向テ注意スル所ヲ以テ見レバ生ハ既ニ活眼ヲ開テ大局面ヲ觀了セルモノナラン大局面ヲ觀了セルソ生ニシテ已ニ斯ノ如クンバ余ガ生ニ忠告スベキハ唯左ノ一語アルノミ曰ク治獄ノ蘊奥ヲ極メ活識ヲ發暢シテ而シテ后始メテ獄事ヲ談ゼヨト

其二項ニ於テ吾輩ノ典獄ハ囚徒ニ直接シ又鋭利ナル器械ヲ携帶スル中ニ入ルヲ以テ萬一ノ暴行ニ備フベキ護身ノ具ヲ要ストノ説ヲ駁シテ曰ク典獄中ニハ斯カル臆病者一人モナカルベキナリ獄務ノ危險ナルハ當初就任ノ際ヨリ覺悟スベキ所ナリト曰ク背水ノ陣曰ク囚人ヲ一呑ニスト吾輩之ヲ一讀シテ抱腹絶倒再讀シテ其事体ニ暗キ驚キ之ヲ三タビスルニ及ンデ終ニ之レ等ノ爲メニ文筆ヲ勞スルノ徒爲ヲ廢セントマデ思ヒクリキ臆病ナルカ故ニ護身ノ具ヲ要スルニアラズ萬一ニ於テ其職務ヲ執行スルノ道ナレバナリ生ノ説ノ如クナラシメバ警察官ハ臆病者ナルヲ以テ佩劍ヲナスト云ハザルヲ得ズ然ラズンバ將ニ言ハントス警官ノ職務ノ危險ナルハ言ヲ待タズ當初ヨリ其覺悟アルベキハ勿論ノ事ナリ何ソ佩劍ヲ爲スヲ須ヒント生ソレ少シク省ミテ可ナリ是等護身ノ具ヲ要スル所以ハ畏懼ノ由テスル所ニアラズ職務執行上必須欠クヘカラザルニ由テナリ設シ兇惡事ヲ辨ゼザル徒利器ヲ提ケ突如トシテ身ニ迫ルト仮定センニ倉皇身ヲ隱サン乎將タ安然停立兇手ニ害セラレン乎二者共ニ職務ヲ執行スル所以ニアラズ生ノ言ニ由レバ德ニ勝ツノ暴ナシト泰然動カザルニ如カズト抑モ生ハ宋襄ノ徒乎生ハ背水ノ陣ト云フ生請フ少シク兵書ヲ繙テ後之ヲ言ヘ兵法ニ右倍山陵前左水澤ト説ク是其常法ナリ背水ハ所謂變法ナリ變法ヲ以テ常法ノ例トスベカラズ生又勇士ノ死ヲ決シテ戰場ニ効ヲ奏スルヲ説ク戰爭ハ相互ノ爭鬪ナリ彼ヲ殺サズンバ吾レ生キン是レ固ヨリ必須ノ覺悟ナカルベカラズ必須ノ覺悟ハ所謂終局ノ決意ナリ其相戰フヤ銃丸ヲ飛バシ劍戟ヲ揮ヒ力ノ能フ限リヲナス誰レカ必死ノ覺悟ナリトテ袖手茫然蹶丸白刃ノ下ニ於テ戰功ヲ奏スルモノアランヤ典獄ノ囚徒ニ於ケル戰士ノ敵ニ對スルニ比スベケンヤ且ツ其レ戰士ノ死ヲ見ル生ノ如クナルハ其職務ヲ全フシ得ル所以ナレドモ典獄ニシテ輕シク一二囚徒ノ害手ニ甘ンジテ生ヲ重ンゼザルハ寧ロ職務ヲ辱シムル所以ナルヲ如何セン生例ヲ引テ説ヲナサントセバ少ナクモ多少適合スルモノヲ擇ベ生又畏怖ナル語ヲ頗ル掛念セラルヽ者ノ如ク囚人ヲ畏怖スルカ如キ云々生ノ事体ニ暗キ又甚シカラズヤ彼ノ精神上ノ陶冶啓蒙ノ場所ナル教誨堂ニ秩序整然タルヲ要シ禮拜堂々ニ丁重ナル裝置ヲ要シ若クハ法庭ノ尊嚴ナル配席神聖ヲ裝フ法官ノ体裁等是レ皆何等ノ爲メナルカヲ思考セヨ人ノ感念ハ形以上及形以下ノ兩者ニ由テ左右セラルヽヿヲ知ラバ蓋シ生ヲシテ此無用ノ辨ヲ費サシメザリシナラン仮令囚人ニ於テ多少己レヲ畏怖スルニ出ツルカノ念慮ヲ抱クトスルモ彼等カ之レカ爲メニ畏敬ヲ懷クヿハ却テ其ノ幾層倍ナルヲ知ラズ彼等ノ感念ヲ支配スル所ノモノハ形以上ノモノハ甚ダ稀レニシテ形以下ノ事其主分ヲ占ムルヿ治獄ノ責ニ當ルモノヽ決シテ忘ルベカラザルヿナリ囚徒ニシテ獄則ハ遵奉スヘク得テ犯スヘカラズ司獄官ハ畏敬スヘク得テ冒スヘカラザル感念ヲ抱カシムルハ治獄ノ目的ヲ達スル所以ノ心髓ナリ生ヨ徒ニ先人ノ糟粕ヲ誤用スルナク其ノ之ヲ活用スルノ法ヲ學ベ生ハ又先キニハ囚人ヲ畏ルベカラズト云ヒ後ニハ則チ曰ク要スルニ典獄ハ囚人全体ヲ一呑ニスルノ氣概ナカルベカラズト畏懼セザルモノナランニハ何ニモ仰山ニ一呑ニスルノ思慮起ルベキノ理ナシ心既ニ恐ル換言スレバ一呑ニハ六ツケ敷カランノヽ疑懼ヲ抱ケバコソ一呑ニセントスルノ用意モ起ルヿナリ智者ハ己レノ智ヲ知ラザルノ道理之レ生カ自家撞着ノ二ナリ又曰ク囚人ヲ一呑ニスレバ彼レ能ク何ヲカ爲ソト之レ血氣白面書生ノ空論取ルニ足ラズ如何ニ氣ヲ以テ一呑ニスレバトテ其之ヲ一呑ニスルノ實ナクンバ何ノ効オカ奏セン白刃ヲ閃カシ銃砲ヲ擬スルノ兇徒アリ吾ヲ害セントス是時ニ當テ吾如何ニ氣概ニ於テ彼レヲ一呑ニスルモ彼レ決シテ遂ケズンバ止マズ蓋シ之ヲ遂クルノ容易ニシテ其氣概ノ以テ意ニ介スルニ足ラザレバナリ生夫レ社會萬般ノ境遇ハ悉ク與テ優勝劣敗ノ因由ヲナスモノナルヿヲ知レ以下一枝ノ腰間ノ秋水將タ能ク何ヲカ爲ソト云ヒ監獄ノ紀律上典獄ノ身邊ニ對シ兇器ヲ擬スルモノナシト云ヒ典獄自ラ手ヲ下サンヨリ看守ヲ使用セヨト云フ一

矯正図書館

ハ典獄ノ佩劍ハ單ニ囚徒ト格鬪スルノ用ノミトシ且ツハ多數反獄ニ際シテ典獄一騎ニテ秋水ヲ揮フガ如キ感念ヨリシ二ハ如何ナル規律ト雖間隙ノ乘ズベキアルノ虞ヲ忖度シ得ザルノ淺見三ハ事實究迫ヲ慮ラザルノ説皆取ルニ足ラズ一々之レカ辨ヲ費ヤサズト雖前段ヨリ推シテ之ヲ解スルヿヲ得ヘシ

其三項ニ吾輩ノ前論ニ於テ服制一般ノ性質ヲ討究セシヲ指シテ敏腕感服ノ外ナシト云フ思フニ生ノ如ク一偏ニ執着シテ頑迷自ラ甘ンジ以テ自説ヲ主張シ他ヲ駁セント欲センニハ其難キカ爲ニ敏腕ノ如ク感ズベクレドモ固ト是レ尋常一樣ノ説ノミ生ハ更ニ自説ヲ確メントシテ僕トテモ典獄ハ裸体ニテ勤務スベシト云ニアラズト此ノ奇絶ナル一語ハ其中「云フニアラズ」ノ數字ヲ除カバ生ノ論旨ノ燒點トスルニ適スベキヤモ知ルベカラズ何ントナレバ仮令フロックコート山高帽子云々トハ云ハルヽモノヽ威容ハ畢竟機械的ノ力ヲ籍ルヲ須ヒズ安然トシテ毒手ノ下ニ職務ヲ執行シ得ルモノト思意セラルレバ也

以上項ヲ遂ヒ之ヲ述ブ固ヨリ前論言フ處ニ外ナラズ而シテ又茲ニ妄ヲ辨シ惑ヲ解ク所以ノモノハ亦止ムベカラザレバナリ吾輩固ヨリ徒ニ人ノ瑕瑾ヲ指摘シテ之ヲ辨ズルヲ好ムモノニアラズ否ナ深ク自ラ潔シトセザル所然レ𪜈之レ些々タル私事ニアラズ則チ敢テ忍ヒザル所ヲ忍ビ斯ノ説ヲナス讀者幸ニ之ヲ諒セヨ

●刑事被告人書籍看讀ニ就テ

筑後　水沼寒生

本誌第十號ニ於テ浪花生ナル識者アリ實際上ノ經驗ト法理上ノ觀察トヲ以テ監獄則第三十二條ヲ分析細剖シ四個ノ疑點ヲ列擧セラレタリ寒生ハ素ヨリ黄吻ノ書生特ニ監獄事務ニハ無經驗ノモノナレハ得テ此疑問ニ答フル能ハスト雖只有識者ノ明論ヲ抽キ出サントノ希望ヲ以テ排發的ノ答案ヲ付スルコト左ノ如シ

浪花生ノ疑點ノ第一及第二ノ要點ハ監獄則第三十二條第三項ノ總テノ意義如何之ヲ絶對的ニ許サヾルコトナシト解スレハタトイ監獄ノ紀律ヲ紊スノ恐レアル塲合ト雖典獄ハ手ヲ束ネテ之ヲ傍觀セザルベカラサルノ不都合ヲ生セン若シ又之ヲ解シテ典獄ニ許否權アリトセハ典獄ハ職權濫用ノ恐レアリト云フニアルカ如シ寒生ハ浪花生カ或ハ極端ニ走リタルニアラサルヤヲ疑フ臭見ニヨレハ總テ文字ハ前項ニアル○○ニ限リテ文字ニ對シタルモノニシテ前者ハ看讀セシメサルヲ原則トシ後者ハ看讀セシムルヲ原則トスルヲ示シタルモノニ過キスシテ如何ナル塲合ニ於テモ許サヽルノ權ナシト云フニアラス只其異ル所ハ許否權ノ範圍ニアルノミ則前者ハ苟クモ修身宗教々育及營業ニ必要ナリト認メサル限リハ如何ナル理由アルモ之ヲ拒ムノ權アリ後者ハ只若シ之ヲ許サハ監獄ノ紀律ハ得テ保維スヘカラスト認ムル時ニアラザレハ之ヲ許サヾルノ權ナキナリ論者或ハ曰ハン典獄ハ何ニ因テ此權アルカト曰ク典獄ハ監獄ノ長官ナリ監獄ノ紀律ヲ保維スルノ義務ヲ負フモノナリ義務アルカ故ニ此義務ヲ盡スニ必要ナル權理アルハ理ノ最睹易キコトニアラスヤ尤モ事實論トシテ典獄ノ注意アリタキハ後者ニ看讀ヲ許サヽルハ例外中ノ例外ナルコトヲ思ヒ口ヲ紀律保維ニ藉リテ人權ノ（民法ニ所論人權ニアラス）尊重スベキコトヲ忘ルヽコトナカランコトヲ

第三第四ノ要點ハ刑事被告人ヘ下付ノ書籍檢閲ハ共ニ罪証湮滅ヲ防ク方法ナルニ領置ノ内外ニヨリテ許否權ノ所在ヲ異ニスルハ彼是相背馳セルモノナリト云フニアルガ如シサレトモ寒生ハ之ヲ以テ毫モ背馳セル所アルヲ知ラス何トナレハ只其取扱方ニ簡便ト鄭重トノ差アルニ過キサレハナリ抑典獄ノ許否ハ第一ノ關門ニシテ判官ノ承認ハ第二ノ關門ニ屬ス已ニ領置セルモノハ罪証湮滅ノ虞少シ故ニ第一ノ關門ヲ通過スレハ直ニ下付シ領置外ノモノハ其恐レ多キカ故ニ更ニ第二ノ關門ヲ經サルベカラス且ツヤ領置外ノ書籍ヲ檢閲スルハ通常注意ノ外猶被告事件ノ有樣等種々ノ關係ヲ詳悉セルモノニアラサルヨリハ得テ發見スベカラサル隱所アル事アルベキヲ以テナリ

以上ハ寒生カ智嚢ヲ倒ニシテ捻リ出シタル理屈ナリ願クハ世ノ有識者速ニ明教ヲ垂レ以テ寒生カ希望ヲ充タサシメラレンコトヲ

●囚人作業論

汗馬居士稿

監獄ハ刑罰ヲ執行スルノ所ナリ故ニ監獄ノ方針ハ刑罰ノ目的ニ反スルガ如キノヿアルベキニアラズ是レ最モ睹易キ道理ナリト雖トモ世間往々刑罰ノ目的以外ニ渉リテ過囚ノ法ヲ講ゼントスル者アリ世ノ監獄學者作業ノ要旨ヲ論シテ其理由ヲ（一）感化（二）經濟（三）衛生（四）紀律ノ四個ニアルモノト爲セリ之レヲ

矯正図書館

演繹スレバ作業ハ決シテ懲罰又ハ脅嚇ノ性質ヲ有スルモノニアラズ蓋シ法ヲ犯スモノ多クハ常産ナキニ起因スルモノナレバ之レニ生計ノ資トナル習慣ヲ作ラシメテ以テ感化遷善ノ緒ヲ發セシメ一面ニハ其工錢ノ幾分ヲ以テ監獄ノ經濟ヲ維持シ且ツ囚人ノ一事爲スナク終日監房ニ坐食スルハ衛生ノ爲メニモ監獄紀律ノ嚴正ヲ期スル爲メニモ甚タ不可ナルヲ以テ此欠點ヲ補フ爲メナリト云フモノヽ如シ作業ガ間接ニ此等ノ利益アルコトハ予モ認識スル處ナリト雖トモ直チニ之レヲ以テ作業ノ主タル目的ナリ要旨ナリト云フニ至テハ實ニ行刑ノ原理ニ戻リテ治獄ノ方針ヲ誤ルモノト云ハサル可ラズ予輩好ンデ時論ニ逆フコトヲ求ムルモノニ非ズト雖ドモ豈其妄ヲ辨セサル可ケンヤ

抑ソモ徒刑懲役重禁錮ノ諸囚ガ定役ニ服スベキコトハ刑法ノ明文ニヨリテ定メラレタル處ナリ此定役ノ種類ハ要スルニ之レヲ二個ニ大別スルコトヲ得ベシ一ヲ生産的役業或ハ作業ト云ヒ一ヲ不生産的役業或ハ空役ト云フ生産的役業ハ現ニ我國ヲ始メ歐米各國ノ概ネ採用スル處ニシテ不生産的役業ハ英國ニ於テ實行セラレ佛國ノ兵事監獄及ビ我國海軍監獄ニ於テモ亦タ之レヲ採用セリ偖テ此二者ノ中何レカ刑罰ノ道理ニ適スルヤ否ハ別問題ト爲スモ刑法ハ單ニ定役ニ服スベキコトノミヲ定メテ定役ノ性質ニ於テハ定ムル處ナシ故ニ之レヲ選擇スルハ專ラ行政ノ處分ニ屬スルモノトス茲ヲ以テ行政官ハ定役ノ種類ヲ定ムルハ固ヨリ其權内ニ屬スルト雖ドモ刑法ノ精神ニ反スルガ如キノ役業ヲ定ムル能ハザルハ勿論ノ事ト云フベシ我國ニ於テハ定役ヲ以テ作業ト爲シ其種類ヲモ選定シタルヲ以テ兎角ノ議論ヲ要セザレドモ其作業ノ方針トスル處ハ刑法ノ精神ト矛盾スルガ如キコトアルベカラズ再言スレバ刑法ニ於テ定役ヲ科スルノ理由ヲ以テ作業ノ方針ト爲サヾル可ラサルナリ茲ニ於テ定役ナルモノハ刑ノ一元素ナリヤ否ヤノ問題ヲ講究スルノ甚タ必要ナルニ至レリ而シテ予ハ定役ヲ以テ刑ノ一元素ナリト云フニ躊躇セザルモノナリ凡ソ自由刑トシテ監獄ニ拘禁セラルヽモノ刑期中ハ何事カ刑罰ニアラザラン行住坐臥常ニ刑罰ヲ執行セラレ居ルモノナリ寸時片間モ刑人タルノ待遇ヲ受ケザルコトナシ況ンヤ終日强行セシムベキ定役ニ於テヲヤ若シ之レヲ刑ノ一元素ニアラズトセバ服役時間中ハ刑ノ執行ヲ中斷スルモノト云フ可クヨシ全ク中斷スルニアラサルニモセヨ其時間中ハ故サラニ之レヲ忘却セシメントスルガ如キノ奇觀ヲ呈シテ殆ント刑罰ヲ執行スル所以ノ道理ニ背反スルモノト云フベシ而シテ特ニ定役囚無定役囚ヲ定メタル所以ノモノハ監獄ニ拘禁スルハ既ニ是レ刑罰ナルコト敢テ言ヲ俟タサル處ナレトモ單ニ拱手閑坐シテ獄内ニ起臥スルノミニテハ或ル部分ノ犯罪ニ對シテハ未タ以テ充分ニ懲戒ノ目的ヲ執行シ得タルモノト云フ能ハサルヲ以テ更ニ定役ヲ科シテ刑ヲ補充セシメタリト雖トモ國事犯若クハ破廉恥ノ跡アラザル罪質ハ國法上之レヲ刑スルモ他ノ犯罪ニ比スレバ道德上若クハ社會上多少恕スベキノ點アルヲ以テ其罪ヲ惡ンデ其人ヲ辱メズトノ精神ヨリ定役ヲ省キタルニ外ナラザルナリ若シ定役ノ理由此ニ出デズ全ク論者ノ說ノ如ク感化、經濟、衞生、紀律、ノ爲メノミニシテ他ニ一ノ目的ヲ存セズトナラバ是皆全囚一般ニ必要ナル條件ナリ何ソ定役ノ有無ヲ別タスシテ囚人一般ニ之レヲ科セザル且ツ感化ト衛生ハ多少恩惠ノ性質ヲ有スルモノナルニ之レヲ罪質ノ最モ惡ムベキ徒刑懲役重禁錮ニノミ與ヘテ罪質ノ多少恕スベキ流刑禁獄輕禁錮ニハ却テ之レヲ與ヘザルハ何ソヤ殊ニ衞生云々ト云フガ如キハ最モ不理ノ甚シキモノニシテ法ノ精神ヲシテ果シテ如斯ナラシメバ從來勞役ニ慣レザル坐食者ニシテ定役ノ爲メニ却テ健康ヲ損ジタルモノ（病臥ニ至ラザル迄モ）アラバ此等ノモノニハ定役ヲ廢セザルヲ得ザルノ結果ヲ生ズルニ至ラン又タ監獄ノ費用ヲ維持スルガ爲メナリト云フト雖ドモ監獄ノ費用ハ定役ノ有無ニ係ハラズ囚人平等ナリ然ルニ定役囚ノミ勞働シテ無定役囚マデノ費用ヲ償フガ如キハ最モ不公平ノ至リナラズヤ要スルニ此等ノ議論ハ定役ヲ以テ直チニ作業ナリト速了シテ故サラニ附和因緣シタル揑造說ニ外ナラズ必竟定役ハ總テ作業ナリト思ヘバコソ如斯謬見モ出ルナレ若シ不生産的ノ空役ヲ採用スルコトヽセバ其論ハ直チニ土崩瓦解スベキナリ知ルベシ他ニ一大理由ノ存スルコトヲ定役ノ刑ノ一分子タルコト既ニ疑ヲ容レズ去レバ作業モ亦タ此心ヲ以テ方針トナサヾルベカラズ而ルニ從タル諸緣ニ迷ヒ間接ノ効果ニ惑サレテ主タル大本ヲ誤リ之レヲ刑罰以外ト爲スモノ滔々タル天下比々皆然ラザルハナシ毫釐ノ差ハ以テ千里ノ懸隔ヲ生ズルモノナリ之レガ爲メニ過因上非常ノ大關係ヲ及ボシ其影響スル處少小ナラザルノミナラズ治獄ノ方針

矯正図書館

ト刑法ノ精神トハ全ク齟齬矛盾シテ國家ガ刑罰ヲ執行スル所以ノ道理ニ反シ刑法ノ制裁ハ終ニ其効果ナキニ至ルベシ豈塞心セザル可ンヤ敢テ治獄家ノ一考ヲ煩ハス

●豈唯獨リ典獄ノミナラン

東京　鴨水生　投

書記看守長モ皆ナ然ラサルヲ得スト云フ所以ノモノハ本誌第三卷第八號ニ笹村隱士ヲ先覺者アリ典獄任用ニ就キ萬縷還ス處ナシ敬服ニ耐ヘサルナリ然リ而シテ書記看守長ニ及ハサルハ生ノ遺憾トスル所ロナリ如何トナレハ典獄獨リ其職ニ堪能ナルモ之レカ股肱タリ耳目タル書記看守長ニシテ典獄ノ意ノ如ク々白々タリ豈ニ恐レサル可ケン哉我政府曩ニ看守長特別任用法ヲ頒布シタルハ恐ラク同職務モ典獄ト相似タル處アリ一面看守ノ上長官トナリ他ノ一面ハ之レカ教官タルノ實アツテ存シ普通事務官ヲ以テ待ツ可キニ非サルヲ以テノ故ナラン矣其教官タルハ學術的ニアラスシテ實際的教官ヲ得ント欲セハ須カラク實驗ニ富ミタル看守ニ依ラズシテ將タ何クニ是ヲ求メン哉モシ實踐ナキシカモ凡庸ノ人ヲ採テ之レニ補センカ獨立其用ニ適セサル十有數月正ニ虛位ト撰フ處ナシ否ナ員ニ備フルノ贅物タルニ止マラス看守ノ勉勵心ヲ阻止スルノ一大弊害ヲ釀スニ至ラン生ハ上來ノ陳述ヲ以テ未タ滿足セス更ニ百尺竿頭一歩ヲ進メ其企望スル所ヲ再陳セン書記及ビ雇ニ至ル迄又看守中ヨリ任用或ハ看守長ヨリ轉任セシメラレン事ヲ請フテ止マス若シ實行ヲ見ルニ至レハ其獄政トニ廣益アル下條ノ如シ抑監獄ノ會計ニ唯ニ出納ノ客カナルヲ以テ適シタリト云フ可ラス監獄ノ工業ハ唯ニ收入ノ多キ亦ハ製品ノ夥多若シクハ精良ヲ以テ誇ル可キニアラス是レ皆ナ懲戒感化ニ伴フ第二ノ目的タラサルヲ得ス然ルニ獄事ニ經驗ナキモノヲ擧テ之レニ充テハ普通ノ感覺ニヨリ必ズ第二ニ厚ク第一ニ薄ク時ニ或ハ看守長ト意見相協ハス爲ニ進歩ノ上ニ就テ幾分ノ障害ナキヲ保シ難シ故ニ此弊ナカラシメント欲セハ宜シク戒護直接ノ經驗ヲ積ミタル看守長又ハ看守ヲ以テシ其目的ヲ誤ラサラシメヨ進歩セサラント欲スト雖トモ得ン哉

通信

●賞表附與

石川縣監獄署

○本年六月中七尾監獄支署ヨ於テハ囚人男四名ニ小松監獄支署ヨテハ囚人男三十四名女二名ヨ各賞表一箇宛附與せらる

●任免其他數件

佐賀縣監獄署

○任佐賀縣監獄署教誨師月俸拾四圓給與　有馬清信
○依願本職ヲ免ス　佐賀縣監獄　志摩田誠諦
○佐賀縣監獄教誨師　志摩田誠諦
○付慰勞トシテ金五圓給與ス
○本年六月中假出獄ヲ差許されたるもの左の如し
佐賀縣三根郡武市村　宮崎勝平
一毆打致死重懲役九年　同　佐賀郡江上村　小川堅吉
一官文書僞造罪輕懲役七年　同　西松浦郡今岳村　松尾長次郎
一私印僞造罪重禁錮三年　大坂府西成郡下福島村　岡山正比古
一官印僞造罪輕懲役七年　同　佐賀縣看守　井上虎作
○又懲治人男一名ニモ假出獄ヲ差許サル
○七月二日　修業試驗ヨ及第せしを以て卒業証書を附與せらる

●監獄課廢合其他數件

兵庫縣監獄署

○本縣監獄署ヨテハ庶務課、役事課の兩課を合し庶務課の一課となし課中ヨ庶務調度工業の三掛を置
○任監獄書記四級俸　小林市次
庶務課長ヲ命ス
○任監獄書記八級俸　收稅屬　谷口信太郎
○非職ヲ命ス　監獄書記　阿部誠一
○兼任監獄書記　警守課長心得看守長　丹羽哲郎
洲本監獄支署長ヲ命ス
○當分警守課長心得ヲ命ス　看守長兼書記　花房敎
○監獄署警守課勤務ヲ命ス　看守兼書記長　山田淡
○笹山監獄支署長ヲ命ス　洲本支署長　竹内正彦
○兵庫縣豐岡監獄支署看守濱田民次郎、同池田末吉、洲本監獄支署看守山本樹、同三澤三七、笹山監獄支署看守村上榮造、同宍谷時期、龍野監獄支署看守岩崎房次郎、同吉松利實の八名ハ何れも事務熟達且衆員を御するの任あるヨ付看守部長を命せらる
○兵庫縣監獄署ヨテハ左記の者受刑以來能く獄則を謹守し改悛の狀顯著且本刑々期四分の三を經過せしにより其筋の允許を得假出獄を差許さる
一官印盜用官文書僞造科輕懲役六年　長崎縣肥前國彼杵郡西浦上村　永田清次郎
一官私文書僞造科輕懲役七年　兵庫縣揖西郡神部村の内　那波野村　福本入左衛門
一持兇器窃盜科輕懲役六年　同　但馬國城崎郡南谷村　小山市平
一紙幣變造科輕懲役七年　廣嶋縣備後國御調郡三原町　谷井嘉作

明治廿五年五月中縣下各監獄囚人賞票付與及褫奪人員表

種別	重罪囚	輕罪囚	合計
男			
女			
計			
男			
女			
計			

付與及褫奪

署名

矯正図書館

明治二十五年六月中囚人賞票付與褒奪人員表

種別	重罪囚 男	重罪囚 女	重罪囚 計	輕罪囚 男	輕罪囚 女	輕罪囚 計	合計	署名
賞票付與	二	一	三	二	一	三	六	監獄署
同	一	一	二	一	一	二	三	豐岡監獄支署
賞票褒奪	一	一	二	一	一	二	一	姫路監獄支署
同	一	一	二	一	一	二	二	洲本監獄支署
賞票付與セシ者	二	一	三	八	一	八	一一	兵庫縣監獄署
賞票付與セシ者	三	一	三	六	一	六	九	姫路監獄支署
賞票褒奪セシ者	一	一	二	一	一	二	二	同　署
賞票付與セシ者	一	一	二	一	一	二	三	豐岡監獄支署
賞票付與セシ者	二	一	三	一	一	二	三	豐岡監獄支署
同	二	一	二	一	一	二	四	洲本監獄支署
賞票褒奪人員	一	一	二	一	一	二	六	洲本監獄支署

●賞表付與其他

秋田縣監獄署

○六月十九日囚人中謹慎改悛の顕著なるもの二十四人ゑ賞表を付與す内五回二人四回一人三回二人二回六人初回三人なり

○去る五月支署長及監獄書記看守長監獄醫教誨師等を召集し獄務概要三件ゑ對し諮詢會を開き知事にも臨場せられ治獄上必要の訓示ありたり

●看守教習卒業

富山縣監獄署

○同署ゑ於てゐ第四五回看守教習所科程終業者ゑ卒業証書を授與す即ち看守能村長次郎、同金透、同堀内林俊、同進藤直雄、同小林熙哉、同植田直行ゐ何れも第四回馬淵溯馬ゐ第五回なり

●囚人教誨師の離別を惜む

富山縣監獄署

○同署在勤本願寺派出教誨師飯沼廓然氏任滿ヲ歸山せんとすゑ在監囚人別離を惜み左の謝辭及ひ和歌を寄せて餞とせんとを出願せり因ゑ記す囚人中大橋喜市を除くの外ゐ何れも賞表を有し且本派本願寺より前非を悔悟し品行方正ゑして他囚の龜鑑と相成るべき者ゑ付佛の尊像を贈與せられたるものなりと

謝辭　私共儀

今回不肖をも顧みず敢て閣下ゑ書を呈する所以のものゐ他なし閣下咋春以來任を當監獄署に拜せられ而して今や其期將ゑ滿んとすと錯愕遺忘に堪へず依之其別離ゑ當り聊か在任中の鴻恩を謝せんゐ爲め左ゑ各自感懷する處の愚歌を列記し以て其謝辭ゑ供せんとす頓首敬白

奉尊像の下賜を謝し　兵江

今よりゐ金も玉も身ゑ付かす
只付くものゐ彌陀の尊像

賜ものゑ謝する言葉もなかりけり　豐信

只有難のなみだあふるゝ

御慈悲より下し賜ゐる尊像を　藤七

獄舍のうちて拜む嬉しさ

後の世ゐ無爲の都へ行けかしと　真治

閣下の別離を追慕して其鴻恩を謝す

法の道今より前きゑ知たなら　兵江

親も泣せぬ女房子までも

去年よりの教ひは深く聞のらん　豐信

此の一言を聽として

別れてもまた逢事ゐ後の世ゑ　藤七

あると思ひはけふも樂しき

去年よりゐ父と母とも恃む君
別れゑ臨む今の悲しさ　真治

教の恩を思ふ
すみし世の道ふみまよふ　大橋喜市

黑き身も教の水て白ふなりけり

尊像を賜りしうれしさを　小川藤次郎

大谷の山より賜ふ西の風
にしきの雲ゑみたつ尊像　同人

別れをおしみて
引とめてとめてとまらす君の身を
ひとやのうちゑなきそ悲む　毛利權次郎

別れをおしみて
別れといかなしき事と思へども
無爲の世界てあふを樂む　塚原作次郎

尊像を賜りしうれしさを
たまものをおしいたいきしうれしさや
なみだなからゑ無爲の都へ　同人

教の恩を思ふて
くらきやへかりこめられしこのやつも
あなたの恩て今うがむなり　富山監獄署囚人

明治廿五年六月廿四日

飯野兵江　小垂豐佶　稲垣藤七　泉真治　同　同　同

矯正図書館

一同上　同　丹波國北桑田郡鵜ヶ岡村字福居　見建岩次

●九州各監獄教誨師の會同

佐賀縣監獄署

本年四月二十日より同月廿六日ゝ至る一周日間佐賀縣ゝ於て九洲各縣幷ゝ三池集治監教誨師會議を開設せられしゝ會同の爲め出席したる教誨師の姓名及議決事項ゝ大略左の如くなり

會同教誨師姓名

三池集治監　谷治達門君
宮崎縣監獄署　筑波歸敎君
長崎縣監獄署　高石大節君
佐賀縣監獄署　志摩田誠諦君
熊本縣三池出張所　篠方典君
福岡縣監獄署　四下値善君
佐賀縣監獄支署　五十嵐貫道君
福岡縣小倉監獄支署　村上雪晉君
大分縣監獄署　大在芳達君
福岡縣久留米監獄支署　戸田言成君
熊本縣監獄署　平谷德龍君

○決議事項

教誨實施の方針ゝ如何

總囚教誨ゝ普通佛教の因果應報を主とし個人的教誨ゝ時として安心立命を說き示すゝ決す

地方監獄署と本山と密着せしむるゝ感化上の一大勢力なり其方法如何

本山ゝ向て教誨巡視者を請求し地方監獄署ゝ向てゝ教誨の成績教誨師の勉否を本山ゝ報告するとを請求するとゝ決す

囚人行狀錄ゝ教誨師も亦調査捺印するの權限を請求し各縣之を一定するの法如何

各自意見を異ゝするを以て其方法を定めさるゝ決す

行狀勘査會ゝ教誨師も列席參與するとを請求し各縣之を一定するの方法如何

調査の權限を有せしむるの請求をなすゝ決す

分掌例第三十條第三十三條第三十五條ゝ實際ゝ之を施行せらるゝや否や

省令を以て發布ありし限りゝ各縣粗之を執行ありしものと仮定し二三縣實行の摸樣を述へしめ別ゝ議せさるゝ決す

行狀を視察するゝ尤も注意すべきの材料を收拾するの方法如何

○放免人ゝ尋問し又ゝ不時ゝ工場監房を時としてゝ放免人ゝ巡視し兼て便利入浴驗身喫飯等の情況ゝ注意し來信發信の事情を記載し置くを以て平素視察の準備とするゝ決す

行狀勘査會ゝ當りてゝ教誨師ゝ審かゝ其良否を說明せさるべからす之か準備用意ゝ如何

行狀摘要簿を製し勘査會のとき之ゝ依りて明細ゝ說明するゝ決す

懲治者を教誨するゝ慰諭的畏服的何れの教誨を用ゆるの是なりとするか

畏服的を主とし慰諭的を帶るゝ決す

教誨の尊嚴を重んするの方法如何

專用教誨堂ゝ佛具を完備せしめ服裝を嚴ゝし官吏の佛像ゝ對する敬禮を正くするゝありといふゝ決す

大教誨ゝ當りて所說の大意を典獄ゝ申報するの可否如何

典獄ゝ申報するゝ決す

囚人を教誨するゝ誘導的開發的何れの教誨ゝ精密の注意をなすべきか

誘導的教誨を主とするゝ決す

囚人を感化するゝ共同的個人的何れの教誨ゝ精密の注意をなすべきか

個人的教誨ゝ精密を加ふるゝ決す

臨時教誨を施行する爲め一時他より教師を聘して教誨を施すの利害得失

臨時聘用を不可とするゝ決す

教誨の材料ゝ究せされゝ教誨師の最も注意すへきなり其法如何

教誨ゝ必要の書籍購求を請求し併せて教誨備忘錄を造るゝ決す

國事亦ゝ言論の爲め處罰せられたる囚人ゝ尋常の教誨を施すへき乎

教誨師の方すゝ一任するゝ決す

水火風震破獄逃走の事變あるときゝ教誨師ゝ如何ゝすへき乎

速ゝ現場ゝ出張して典獄の指揮ゝ隨ふゝ決す

囚人死亡せしときゝ必す讀經をなすの可否如何

可とするゝ決す

毎年一回當局者ゝ請求して追吊法會を設るの方法を一定してゝ如何

毎年一回已上執行するものとするゝ決す

遷善改悟の囚人ゝ對し感化証明書を付與する利害及其文例如何

証明書附與するものと定め文例ゝ之を一定せさるゝ決す

罪質を區分する限ゝ教誨も亦其考案を別異するか將た教誨の考案ゝ別ゝ之を用ひさるか

教誨の考案を別異するものと定むるゝ決す

司獄官吏の佛像ゝ對する敬禮法ゝ如何

勤めて之を鄭重ゝせられんとを請求するゝ決す

夜間教誨及ひ夜間巡視法ゝ如何

本題ゝ飽まて可なるも到底行ふ可からさるゝより之を一定せさるゝ決す

放免新入及ひ處罰申渡の際教誨師ゝ之か臨席を請求するの可否

本題の實行を請求するとゝ決す

屏禁處罰中の囚徒ゝ對し修身書を貸與するの可否

貸與せさるを可とするゝ決す

●囚人懲治人遵守項目　山梨縣監獄署

一毎朝起床の鈴報ありたるときゝ在監人ゝ一齊ゝ起床し速かゝ臥具を整へ順番を以て監房を掃除すへし

一開房の鈴ありたるときゝ囚人ゝ靜かゝ監外ゝ出て戒護者の命ゝ從ひ一列ゝ又ゝ二列ゝ整列し點檢を受け終て被服着替の號令ゝ從て獄衣着換場ゝ進み長衣ゝ番號を前ゝ顯ゝし見易からしめ着更へ終れゝ再ひ列を止ふし工場ゝ至り盥嗽し鈴報を待て喫飯をなし器械を整へ就役の鈴ゝて一齊ゝ作業ゝ就くへし

一正午喫飯時ゝ鈴報ゝて一齊ゝ喫飯をなし終れゝ器械と素品を坐側ゝ整騈し科程の檢査を受けたる后ゝ工場內外の掃除をなし各自席ゝ復し整座して休憩し就役の鈴を待つへし

一罷役時ゝ鈴報ゝて一齊ゝ罷役すると同時ゝ各自の器械を收め業場の掃除をなし了りて小點檢を受け夕飯を喫すへし

一喫飯了れゝ鈴報ゝて各囚工場外ゝ整列し戒護者の號令ゝ從ひ獄衣着換場ゝ進み着替濟の上は列を二列ゝ正し各監房前ゝ於て點檢を受け號令を待て還房すへし

一還房のときゝ最初入房したるものゝ下駄ゝ次ゝ入房するものの之を箱ゝ納め次ゝ入房したるゝ又其次

矯正図書館

きのもの之れを納め各囚の席次ハ名札の順次ヨリ正しく二列ヨ對坐し「氣を付け―」の號令ヨて各自起立し「番號」の號令ヨて順次番號を自唱して復座し「禮式」の號令ヨて一齊ヨ低頭の禮式を爲すと同時ヨ二列脊坐し番札の順序を亂すへからす但し書見其他止むを得さる場合ヨて替座を要するときハ戒護者の許可を受くへし

一就寝の鈴報ある迄ハ總て靜肅を旨とし談笑ハ勿論言語を交ゆへからす

但し止むを得すして言語を交ゆることある時ハ戒護者の許可を受くへし

一就寝時ヨハ報鈴ヨて一齊ヨ就寝し轉倒又ハ同衾する等のことある可からす

一服役中の上圖度數ハ午前二度午后二度（其時間ハ別に定むる）の四度と定め炊事夫ハ特ヨ六度とし毎時鈴報ヨて二列ヨ整列し（炊事夫「適宜」）「進め―」の號令ヨて上圖すへし

但し病氣ヨ因り本項ヨ依り難きものハ醫師の診斷を受け臨時許さるゝことあるへし

一獄衣ハ常ヨ清潔ヨ保ち引替定日ヨ至れハ戒護者ヨ申出て引替を乞ふへし若し汚損破綻したる等のことあるときハ直ちヨ戒護者ヨ申出へし

但小破綻のものハ休役時間ヨ於て補綴することを許すヨ付其旨申出へし

一歌誨場運動場其他の場所ヨ二人以上引卒せられ進行するときハ戒護者の命令ヨ從ひ一列又ハ二列の並行者と一尺五寸の距離を保ときハ凡そ二歩及び並行者と一尺五寸の距離を保ち進行し途中或ハ場内ヨ入り戒護者の號令ヨより一齊ヨ禮式をなすへし

一親族故舊の者と面接の際ハ其要領を立會看守長ヨり申聞けらるゝヨより其範圍外の事項ヨ渉り應答するを得す

一典獄又は他の司獄官ヨ願訴し或ハ召喚ヨ依り其面前ヨ出頭するときハ着衣を清掃し特ヨ容儀を正ふすへし

一信書を發せんとするときハ先つ信書用紙を戒護者ヨ請求し文飾贅言を省き其要領を簡短ヨ認め戒護者を經由して呈出すへし

但し自書し能ハさる者ハ戒護者ヨ其要旨を陳述して代筆を請ふへし信書認め方ハ總て休役時間ヨ於て之を爲すものと心得へし

一親戚故舊より來り又ハ在監人より發する信書ヨ披見せしむ可らすと認むるものハ之を許さす本人放免の際渡すべし

一罷役時間ヨハ水を以て身体を清潔ヨ洗拭することを許す

一法律勅令閣令省令府縣警察令等の發布ありたるときと必要と認むるものハ其概要を時々讀み聞すべし

一監房内炊場及便所工場等の掃除ハ叮嚀ヨ之をなし毫も塵芥を止めさる樣清潔ヨ之を掃拭すべし

一歌誨を聽き又ハ歌授を受け或ハ式場ヨ在るの場合ヨ於てハ殊ヨ容止を嚴正ヨし敬禮謹慎の誠意を表すべし

一房内常器具及び貸與品ハ順序正しく配置し叮嚀ヨ取扱ひ決して毀損不潔等あるべからす

但し自己の所有ヨ屬するものも亦同し

一房内ヨ於て密謀爭鬪急病自殺等の事あるときハ速ヨ看守所ヨ通聲すべしと雖ども其事の重大ならさるものハ官吏の巡回又ハ其他の機會ヨ於て便宜之を申告すべし

一總て獄内の密事ヨハ特ヨ注意を加へ苟も見聞したることある時ハ事の大小ヨ拘ハらず密告すべし密告を爲したるものヨハ其事柄ヨ依り相當の賞與を爲すべし

一就役中ハ勿論還房後ハ靜肅を旨とし談話又ハ坐席を亂るへからす若し止むを得さる事故ありて言語を要するときハ戒護者の許可を受くへし

一途中ハ列を正ふし手を腰部ヨ垂下し体を正くし列を亂るへからず

但し物品を荷ひ又ハ携帶するときハ此限りヨ非らす

一途上ヨ於て相當官吏ヨ行逢ひ戒護者より「氣を付け―」の號令ありたるときハ低頭の禮を行ふへし若し笠を冠りたるときハ之を脱すへし

但し物品を携帶したるときハ「氣を付け―」の號令ヨ從ひ其儘容止を正ふし行禮者ヨ注目し脱笠するヨ及ばす

一就役中「氣を付け―」の號令を聞きたるときハ一齊ヨ工場ヨてハ正坐し場外ヨてハ直立し「禮式」の號令ヨて一同禮式を爲し「元位」の令ヨて靜かヨ業ヨ就き又ハ舊ヨ復すへし

一服務上及ひ作業上ヨ就き指揮命令あるときハ先つ禮式をなし而して其指命を謹聽し了て再ひ禮式を爲すへし

但し數人整列の時ヨ於て一同ヨ指揮命令のあるときも本文同樣一齊ヨ禮式を爲すへし

一司獄官又は巡閲官ヨ對し申告又ハ其訊問を受けるときハ必らす誠實を表し毫も飾言虚僞の申立を爲すへからす其進退の順序ハ前項ヨ同し

一作業上ヨ付き談話の許可を得たるものハ簡明ヨ且發聲を明亮ならしめ決して必要外の事項を談すへからす

一總て作業ハ能く教授する所ヨ從ひ叮嚀精勵を旨とし粗漏怠慢等あるへからす

一作業ヨ要する素品ハ不用ヨ屬せさる樣細密ヨ利用し決して粗漏濫雜の取扱を爲すへからす

一作業ヨ要する器具器械を受けたるときハ座邊ヨ整並し散亂せざる樣注意し使用せざる分ハ一所ヨ位置を正く排列すべし

一各自下付せられたる素品及び器具ハ戒護者の許可なく恣ヨ受授貸借すべからす

一自己の技藝を衒ひ他囚を凌ぎ又ハ己れヨ及ばざるを笑ひ或は言を搆へて之を煽動する等傲慢不正の所爲ある可からす

一私かヨ作業上の階級ヨ不平を鳴し又ハ工錢の多寡科程の輕重食物の良否等ヨ苦情を唱ふへからす

一因人ヨて何事ヨ寄らず申立ヨ欲することあるとき時ハ其旨口頭を以て穩かヨ戒護者ヨ申出づべし

但し事の繁密なるものハ書面を以て申出ることを得

一日々課せられたる作業ハ刻苦勉勵し必ず之を終了すへし

一外役ヨハ總て晴雨を問ハす笠を用ゐしむべしと雖とも搆内ヨ於ゐてハ夏季ヨ限り之れを用ゐしむへし

一頭髮揉下鬚髯の剃刈は毎日曜日の午后より之を始むと雖とも自然鬚髯の長生せしものハ戒護者ヨ申出て臨時剃刈を請ふへし

一浴湯時間ハ三十人ヨ付き衣服脱着共凡そ十五分間とす入浴中ハ言語を交へす順序を正ふし總て戒護者の指揮ヨ從ふへし

一入浴中ハ互ヨ洗濯を依頼すへからす

一總て司獄官吏ヨ對してハ殿（假令は某看守殿某押丁殿と云ふ如し）を付し稱呼すへし

一直ちヨ典獄ヨ訴願せんとするものハ其旨を戒護者ヨ口述すへし其期日ハ金曜日とす

矯正図書館

但し至急を要する事件ハ臨時之を許すことあるへし

（未完）

雜報

●第四回萬國監獄會議の出品物に就て

客年魯都「シントペーテルスブルグ」ニ於テ開きたる第四回萬國監獄會議の節、其附屬博覽室ヘ展列したる所の囚徒製作品、監獄模型其他種々の參考品ニシテ販賣未濟の分ハすべて該會議ニ參席せし各國政府の代理者より魯西亞帝國大學ヘ寄贈し大學ニ於テハ之れが爲め特ニ陳列場を設けて紀念の爲め且つハ斯道の改良進歩を計るが爲めニ永く之を保存して學術的研究の參考ニ供することゝなりしが我國よりの出品物ハ伺國皇后陛下のお買上となりしものを始めとして盡く販賣濟みとなりたるを以て終ニ大學ヘハ一品も寄贈することを能ハさりし由ニて此事大學ハ勿論同國監獄社會の痛惜する所となり責めて我國ニ於ける幼年囚懲治者等ニ對する待遇の摸樣其の進歩したる教育保護の狀況をバ知らしむるか爲めニ幼年監、教誨堂、教育場、手工場等の寫眞及ひ幼年囚の製作ニ付き二三の物品をば寄贈せられ度き旨我政府の代理者たりし西特命全權公使ヘ懇囑あり因て同公使より右の趣を以て内務省ヘ通報せられたるニ由り多分本省よりハ警視廳大坂府其他二三の重もなる府縣ヘ照會して右の出品を需めらるヘしと云ふ因みニ第四回萬國監獄會議ニ於ける我國監獄の事業ハ非常の好評ニて之れが爲め外交上等ニも少からざる好影響を來たしたりと聞く

●假出獄の上申に就て

假出獄ニ就き往々五人も六人も甚しきハ十人以上も取纒めて同時ニ上申する向もありとのことなるか其犯とか同刑期等のものなれば格別、其然らさる者ニ對し斯く一時ニ取纒めて上申するハ甚た事体の宜しきを得たるものニ非すと思ハるこハ畢竟するニ事務の簡便を計らんとの爲めなるべけれど之れが爲め既ニ上申するの價直ある者も跡廻ハしとなり未だ充分の價直なき者も先繰りせらるゝと云ふが如き嫌らひあるのみならす一人の刑期誤算其他訂正を要する廉あるニ因り主務省と往復等少からさる日數を費やすが爲めニ宜しく他の連名者をして裁可の遷引を見るの不幸あらしむるを免れす幸ニ當局者の注意あらんことを望む

●滯獄日數の調査

徒らニ滯獄の日數を長引かしむるの弊ハ今日ニ於テハ既ニ全く其迹を絶ちしことゝ思ひの外或る二三の地方ニ於テハ尚ほ往々此弊あるを免れす甚しきハ三四年の久しきニ彌るもの十數名ありと云ふ是を以て此度其筋ニ於テハこの件ニ就き嚴重の調査を遂げ夫々矯正の道を立てらるヘしと云ふ尤も裁判所構成法施行以來一般ニ幾分か審判の敏捷を欠くの傾きありとの事なれども中ニは全く或る他の事情より徒らニ滯獄日數を長引かしむるものなきニ非らずとぞ以ての外のことなりと云ふべし

●警保局監獄課員の巡視

曩きニ宮城集治監宮城縣監獄の巡視及兵庫並ニ東京假留監より北海道ヘ押送する囚徒檢束の狀況視察を命ぜられたる神谷内務屬及三池集治監、福岡縣大分縣山口縣廣島縣香川縣監獄巡視を命ぜられたる眞木内務屬は何れも此程歸京せられたるが其復命書は如何ニも實況を看破したる頗る精密の者なりと云ふ

●石澤典獄の歸京

此程石川縣外六縣並ひニ沿道各府縣の監獄を巡回せられたる石澤東京集治監典獄ハ隨行河村書記と共ニ無事歸京せられたり尚ほ其視察の事項ハ詳細ニ其筋ヘ申報せられたる由ニ聞く

●教誨師の名譽

佐賀縣監獄教誨師志摩田誠諦氏は今回辭職せられしも同氏は素と本願寺派出員の由ニて就職以來非常の熱心と懇切なる教誨とニより囚徒感化の功不尠職務勉勵の廉を以て慰勞金若干賞與せられ尚同縣知事及ひ典獄より本願寺大洲執行長並ニ香川第一部長ヘ宛て在職中の經歷及謝狀を送られたる由近來教誨師の名譽と謂つべし

●作業上の督勵方に就て

作業の督勵を嚴重ニすへきハ云ふまでもなきことなれども戒護者の受持囚員多きニ過ぎ一人ニて百五六十名を監督視察する者ありて如何ニ鋭敏活達の者と雖其任務を全ふすること能はざるハ明なる事實なり是れ戒護者の罪ニあらずして方法惡き罪なり戒護者の人員寡少なる爲め止むを得ず斯る配置を爲さゝるを得ざるニ至ることゝハ思はるれども監督ニして行屆かず視察ニして實を得ざれバ奬勵の道立たず作業ハ

矯正図書館

只儀式的のものとなり囚人の欲するが儘に捨置くことゝなるなり斯る事實あるは因るなる乎作業を怠る者を處罰せし人員各監獄共其數極めて僅少監獄は據りて一人もこれなき所あり是れ怠役者これなきはあらずして怠役者あるも罰せざるなり其内幕を詳査すれば監督視察の行屆かざるは因る、夫れ監獄は紀律の府なり賞罰は最も明かはせざるべからず今日は至て尚ほ上陳の如き通弊あるは歎するは餘りあるなり敢て當局者の猛省を煩さんと欲す

●監房燈火の位地

は就ては嘗て本誌は掲載し當局者は向て希望することありたりしが香川縣監獄署は於ては工風を凝らし監房の廊上（監房は十字形はして各翼共中央は土間を存したる向合ひ構造なり）はランプを釣るし各房内を照らすの裝置は改めたるを以て至て靜肅となり著しき効績を得たる由各地の監獄も燈火の配置を改め房内の視察を便ならしむることはせられたし

●看守押丁の設置に就て

看守押丁の多少は戒護上は著しき關係を有す其設置方は各府縣區々なり蓋し監獄の構造と在監人の多寡とは依り宜しきは應ずるを以て勢、區々ならざるを得ざるが爲めなり明治十四年の設定は係る設置程度なるものありと雖正直はも此設置程度は依りて設置する府縣は追々減少し大概は其筋へ經伺の上變更增減す故は該設置程度は殆んと有名無實のものと成り果たり（該設置程度の今日は適せざるは論を俟たざれば なり）之が改正を其筋は向て切望するは勿論のことなれども今尚ほ設置程度過り設置せる府縣は於ては押丁の多きは却て監獄の紀律を損し人員多き割合は戒護の實擧ちざる實況あるは依り他の經伺の上變更增減せし府縣の例は倣ひて一日も早く押丁を減じて看守を增し以て監獄改良の實を擧けられんことを望む否らされば如何ほど改良を圖るも其實効は企畫の半は及ばざるものたるを知覺せん奮發あれ

●小河監獄課長の出張

氏は大坂府、兵庫縣、岐阜縣、愛知縣、愛媛縣及廣島縣等の監獄巡視のため出張を命せられ去る十六日出發し先づ愛知縣へ赴かれたり出張の豫定日數は三十日間の由なれとも其行路數縣は渉るを以て日數を要すへし歸京は何れ來月の末或は九月の初旬はも相成るへし氏の活眼能く眞像を看破し獄治上必要の材料を多分は齎し歸らるゝは疑もなきことなれは同氏歸京の上は聞込次第本誌は掲載することを怠らさるへし

●獄務概則

獄務の取扱細則を設けらるへしとは從來屢〻耳朶は觸れし處なりしが愈々獄務概則即ち取扱細則草案を監獄評議委員會の議は附せられ該委員會に於ては議了せしを以て近々發布は相成るやは洩れ聞きぬ

●府縣監獄署の分課

は區々はして一定ならす爲めは執務上の敏活且齊一を欠くの恐れあり捨置く譯はも行かぬことなるへし夫れかあらぬか獄務概則と同時は監獄評議委員會の議に附せられ且亦議了せしを以て近々訓示相成るへしとのことを聞けり

●看守採用規則

も亦近々發布せらるゝ由從來は一定の規則なかりしため各府縣區々なりし其採用方區々なるが爲め自然看守の人物は不同を生し獄治の畫一を圖る上は大なる障礙となり不都合なりし果して一定の採用法を發布せらるれば此等の弊は漸次消滅し獄治の体面を一新するは至るへしと思はる

●監獄評議委員の任命幷に委員會

監獄評議委員は欠員ありし處都築内務省參事官、佐藤内務大臣秘書官の兩名は該委員を命せられたり是はて從前の人員は滿つ、委員會は前項獄務概則、監獄事務分課、看守採用規則を評議する爲め小松原警保局長會長となりて第一回を六月二十六日午後一時より内務省警保局は於て開かれ其後引續き同事件は付て七月三日同八日同十日は開かれたる由該委員會へ一度も出席なかりしは委員今井大審檢事、大島文部大臣秘書官、河合内務技師の三氏なりしと聞き及ぶ又右開會日は八日を除く外は總て土曜日はして毎會午後一時より開會して六時頃迄掛りたる由

●屏禁處罰中の工錢

屏禁中は坐作の業は從事せしむへきものなるを以て其坐作の業は對する工錢は從前は總て支給すへきことは相成り居りしも處罰は對して工錢を支給すへき道理なしとの理由よりして右屏禁處罰者はの工錢を支給せさることは決定し其筋より各府縣へ通知せられたる由

●日曜日の休役

は總囚教誨を行ふか爲めは止むを得ざるは出ることなるは或地方は於ては日曜日は教誨を行ふと否は拘はらす午後は必す休役せしむる趣なるかは傳聞す是

矯正図書館

れ甚た謂れなきことなり聊か健康因ふ休役せしむるゝ免役日の外ゝこれなき苦なり日曜日の午後休役せしむるゝ教誨を行ふためなり若し教誨を行ゝさるふ於てゝ休役せしむへきものならず敢て當局者の反省を望む

●奥羽各縣獄事協議會

ゝ本月十五日宮城縣監獄署内ふ於て開かれ會合せし人々ゝ宮城集治監典獄八木秀太郎、福島縣典獄林忞、岩手縣典獄松田重久、秋田縣典獄白上俊一及北海道集治監典獄大井上輝前の數氏なり大井上氏ゝ折柄出京中なりしを以て該會の開設を聞き飛入りふ行かれたる由なり上陳の如く會合者至て少きゝ却て議事の纏り能かりしが爲なめ乎將た會員の勉强ふ依り議題ゝ多かりしも捗取り能かりし故なる乎僅々三日間ふて結了し十七日ふゝ閉會せし趣なり是迄各地ふて開かれたる聯合協議會中ふてゝ本會程會合者の少人數なりしを聞かさるなり宮城集治監聯合區内ふてゝ聯合協議會の必要を認めさる乎將た各々事故ありて差繰出來す爲めふ出會せさる向多かりしふ因る乎何れも相當の事情事故も存せしことゝゝ信すれとも冷淡なるなからんかとの批評ゝ免れさる所なるへし呵々

尚ほ議事の結果等詳細なる狀況ゝ聞込次第次號ふ掲載することを怠らさるへし

●三池集治監幷九州各縣聯合獄事協議會錄事（承前）

第二十「在監人ふ對する外來の書信ふして其回答を必要とする場合所持金なきときゝ音信を停止し追て工錢の所得又ゝ差入等あるを待て發信せしむるや區々ならさる樣一定する事」所持品を賣却し返信の費用ふ充んと乞ふふ於てゝ之を許し所持の金品なき者ゝ許可せさることふ決し、第二十一「刑事被告人無定役囚及定役囚の午飯休憩時間幷還房就寢ゑでの動止を一定する事」緘默正坐せしめ書籍ゝ默讀せしむることふ決し、第二十二「在監人ふ給與する手拭ゝ矢張赤色を用ゆるや一定する事」被服同樣の赭色ふ限ることふ決し、第二十三「囚人の懲罰執行中父母の喪ふ丁りたるときゝ懲罰執行を中止するや一定する事」懲罰の執行ゝ中止せざることふ決し、第二十四「輕病患者なる休役囚ゝ病監ふあると否とふ拘ゝらず自由ふ寢臥せしむるや一定する事」病監ふ移す者ゝ自由ふ任し其他ゝ一定の檢束法ふ依らしむることふ決し（以上沖縄縣提出）第二十五、「囚人をして正坐緘默せしむるゝ各縣已ふ一定せしならん然るも尚ほ一層嚴正を主とし背坐法を施行せんことを望む」監房工場とも可然實行することふ決し、第二十六「在監人ふ夏季は蒲團を與へさるならん其期限を一定せんことを望む」夏季と雖貸與す但漸次夏冬二枚の蒲團を調製貸與することふ決し（以上熊本縣提出）、第二十七「盛相形ゝ各縣同一ふ調製し何合食たることを見別し易からしむる爲め數字を印することふ決し、第二十八「在監人貸與の蒲團及綿入長短衣の綿量を各縣同一ふする事」各蒲團ゝ八百目以上一貫目以下、其蒲團ゝ百五十目以上二百五十目以下、綿入長衣ゝ八十目以上百目以下、綿入短衣ゝ四十目以上六十目以下とすることふ決し、第二十九「在監人の行狀錄を各縣同一ふなす事」三池集治監幷ふ大分縣ふ於て調査の上各縣ふ回附し其意見を取りて規定することふ決し（以上長崎縣提出）其他尚ほ決議せし事項尠からず又内務省へ新設又ゝ改正を求むる事項も十件ほどあり決議事項ゝ總計七八十件もありたり、協議即ち打合事項ふして重なるものゝ一、總囚教誨ゝ種類別とすると罪質別ふ爲すことは各縣の事情ふ依り適宜ふ之を爲すこと二、在監人へ食物の配與、死屍の取片付、刑事被告人の看病理髮及素品配與ゝ分掌例の如く執行すること三、囚人を押送するときゝ必ず途中の行狀錄を添付すること四、囚人護送途中の犯行ふ對してゝ到着監獄署ふて必ず處罰すること、五、作業ふ對する在監人の食量等とす（此評決ふ係る作業別の食量ゝ次號ふ掲ぐべし）此外尚ほ協議せし事項ゝ十數件ありたれとも略す因ふ記す岩崎大分縣知事ゝ獄事ふ意を注がるゝこと厚く本會へ臨まれたるときも一場の演說を爲し聯合會は獄事改良上ふゝ必要の手段なれば永續せんことを望むとの希望を述べられたり又同氏ゝ曾て滋賀縣ふ知事たりし時故獄務顧問ゼーバッハ氏該縣の監獄を巡視す其際岩崎知事ゝ自ら監獄内を案内し親しくバッハ氏の意見を聞き獄事上得られたる處尠からざりしと獄事ふ就ての熱心且注意厚き推して知るべきなり又大分縣典獄も熱心ふ改良ふ着手し著しく良好なる成績を擧げ同縣監獄署ゝ諸事の整理せること佐賀縣監獄と併び稱せられ九州各縣監獄中首位を占むるふ至りたりとの評判なり

●宮崎縣監獄署の近況

なりと云ふを聞くふ本年三月押丁を全廢し看守を增員すると同時ふ勤務法を改め全員を甲乙丙の三部ふ

矯正図書館

分ち一部を夜勤となし二部を晝勤とし十日毎ゝ順次交代の法を施き爾來日尚ほ淺くして容易ゝ利害を判定すること能はさるも其効果を現はせしこと尠からず紀律の嚴肅を維持し在監人の押丁ゝ對するか如き輕侮心を絶ち、敎令執行若くは指揮說諭等ゝ際し在監人ゝ惡感情を起さしむること減少せし等を以て著しきものとし、又客歲四月より分房の實施を始め爾來該房ゝは重もゝ短期刑、初犯の者又ゝ未丁年者の如き種類を在監せしめ之を試驗せしゝ其成績良好ゝして該房より出監せし者ゝ未た再ひ罪科を犯して入監せし者これなき由なり此他談話を嚴禁し背坐法を設けし等檢束上にゝ最も注意を施せしと云ふ、敎誨ゝ每日午前は處罰囚幷ゝ新入囚ゝ就て之を行ひ午後ゝ午飯休憩時間に順番ゝ各工場ゝ就て行ふ尙ほ此時間にゝ來信を讀み聞かせ夫れゝ就て多少感動を與ふへきことを說き聞かせ罷役後ゝ翌日放免ゝなるへき者を一房ゝ集めて敎誨し日曜日ゝゝ午后、大祭祝日ゝゝ午前ゝ總囚ゝ大敎誨を施すなり敎誨師は眞宗派の僧侶ゝして其說く所ゝ約ね個人的脩身の道ゝありとのことなり、賞罰ゝ嚴正適實ゝ之を施行することを勉め本年一月より同五月まてゝ賞を受けたる者二十四人、獄則違犯ゝて處罰せられたる者二百八十二人賞ゝ何れも賞表を附與せし者ゝして罰は減食二百六十一人屏禁五人闇室十三人獨愼三人なり又犯則の種類ゝ多く就寢時限前ゝ睡眠せし者ゝして看守者の指揮ゝ從ゝさるか又は官吏ゝ對し不敬の所爲ある者等の如きゝ絶てなく又同囚と喧嘩を爲す如き者ゝ眞ゝ稀なり、作業ゝ悉皆官司業なり其種類は米麥搗、鍛冶工大工桶工藁工機織工竹工靴工耕耘木挽工燐寸軸木工掃除炊事（以上男囚）紡績工機織工洗濯裁縫（以上女囚）等にして燐寸軸工機織耕耘藁工の四種ゝ殆んと全囚の八分を占め即ち軸木の製品ゝ悉皆坂地ゝ輸送し其上等品は凡へて外國ゝ輸出す織物は多く監獄の用品なり故を以て土地工業者の營業を防害することなし他の製品ゝ就ても販路ゝゝ差支なし工錢ゝ土地普通人民の賃錢安廉なるを以て工錢も隨て低安なり最上位の工錢ゝ七錢ゝして最下のものゝ壹錢以下なり平均壹錢貳厘ゝ當る故ゝ食費を償ふものゝ僅かゝ十四五名の外ゝ出さる由、患者ゝ在監人百人ゝ付四人五分位の比例ゝして常ゝ格別の變動あることなく其患者ゝ多く入監前ゝ發病なし居る者ゝして在監中ゝ發病する者ゝ少し病症の種類ゝ第一消化器病第二傳染病（種々の種類）第三呼吸器病等なり、本監の位地ゝ土地高燥ゝして空氣の流通ゝ善く監內外の疏水又ゝ汚物の排泄方も整備し其他の淸潔法も周到す衛生上ゝゝ注意を怠らさるなり、在監人の食物ゝ朝夕野菜類の味噌醬油汁、晝ゝ味噌若くゝ漬物ゝして魚肉類ゝ大祭祝日の外ゝ給與せさる定めなり、監獄費ゝ廿五年度の總額金三萬八百六拾八圓餘ゝして本署の定額ゝ金貳萬八千六百拾壹圓餘支署の定額ゝ金貳千貳百五拾七圓餘なりとす、監房ゝ明治十七十八兩年度の建築ゝ係り其構造ゝ完全のものとゝ認め難し二十三年度ゝ至りて分房監一棟十房を新築せり、在監人員ゝ本年六月三日の現在ゝて刑事被告人五十七人囚人四百四十六人罪質ゝ竊盜最多ゝして詐欺取財、歐打創傷賭博等之ゝ次く本年一月以降ゝ增加の傾あり其原因ゝ判然せさるも貧困者多きと他縣より不良の徒の縣下ゝ移住し惡事を働く者增加せしと山林取締の周到なる爲め山林盜伐犯の摘發捕獲せらるゝ者多き等ゝ即ち重なる原因なるへしと云ふ總じて囚情ゝ靜穩ゝして破獄逃走等の企を爲す者は其跡を絶つゝ至りしなり

因ゝ記す押丁を全廢して看守を增員し專ら戒護の實効を擧くることゝ注意せらるゝは記者の同意し且敬服する所ゝして全國中府縣監獄ゝて押丁を全廢するの美斷を行ひしゝ獨り宮崎縣あるのみ

監獄彙報

●北海道集治監の所在地　同集治監ゝ樺戸を本監として空知、釧路、網走の三所ゝ分監を設置しあるものなるが在監の囚徒も年々ゝ增加するを以て往々近傍の良民を害するの患あるのみならず移住民の次第ゝ增殖するゝ連れて一層其弊害の及ぶ所も甚しきより同道の官民間ゝ漸く嫌厭の情を惹起し來り終ゝ集治監を荒蕪未開の地ゝ移さんとの評議さへあり終て現在監人員ゝ本年六月三日の現在ゝて刑事被告人五十七人囚人四百四十六人罪質ゝ竊盜最多ゝして詐欺取財、歐打創傷賭博等之ゝ次く本年一月以降ゝ增加の傾あり其原因ゝ判然せさるも貧困者多きと他縣より不良の徒の縣下ゝ移住し惡事を働く者增加せしと山林取締の周到なる爲め山林盜伐犯の摘發捕獲せらるゝ者多き等ゝ即ち重なる原因なるへしと云ふ總じて囚情ゝ靜穩ゝして破獄逃走等の企を爲す者は其跡を絶つゝ至りしなり

●風船を用て天井を掃除す　米國ピッツバラーの牢獄の中央ゝ圓天井あり高ゝ床より百十一呎と云ふ此頃其天井を塗り更へ天井廻りの圓窓を掃除すべき必要ゝ迫られ獄員一同之ゝ登るべき方法ゝ工風を凝きしたるも餘り高き天井なれば適當の方法を見出すと能ゝ若しりしが此程典獄ゝ風船を用ゆる方法を提出せり他ゝ念ゝ良案なきゝ風船ゝ之を實行するとなるべし其風船を用ゆるの方法とゝ帆布を以て高十呎直徑三呎の風船を製しゝゝ温めたる大氣を入れ

矯正図書館

室内の敷石上ゑて火を焚き間斷なく温氣を之ゑ送り風船の中ゑゑ椅子を設け掃除道具塗道具を備へ風船の下ゑゑ綱を垂れ床ゑ繋き以て昇降を自由ゑするとの事なり

（明治廿五年七月十四日工學會誌）

●獨逸の育貧院　獨逸伯林ゑ於て乞食無宿者等の爲め慈善家の寄附金を以て建立したる育貧院ゑ規模宏大規律整然たるゑ驚くべき有樣なり殊ゑ驚くべきゑ日暮無數の乞食無宿の貧民等集合し來るや同院ゑて之ゑ導くゑ五十名位を一組となして之を裸體とし浴室ゑ導く其浴室ゑ大なる鐵管ゑ無數の小孔を穿ちあるものゑ一齊ゑ居並べる處へ蒸汽を以て其直下ゑ昇列せしめ件の貧人ゑ一同體を擧し垢を去る瀧の如く灌げゑ分討浴を終へゑ別房ゑ誘ひ此處ゑて斯く脫するゑ凡そ十分前ゑ悉く熱湯ゑ垢つきたる衣類を浴する間ゑ就かして洗濯し乾上げて立派ゑ整へあるを着せ各寢ゑ就かして其順序の整へる感服の外なし而して其手續の速なる是等の乞食及無宿者ゑ一寢室ゑ（我六疊敷位の）六人宛臥せしめ翌朝晩飯前ゑ至て出立せしむる規定なりと云ふ

（明治廿五年七月廿日東京新報）

●米國監獄は犯罪の學校　米人ウサリヤム、アンドリユー氏ゑホーラム雜誌ゑ投書し亞米利亞或監獄就中コンコールドゑ於けるコルネルタフト監獄が犯人を懲治する傾向なく却て犯人の學校たる知き狀況なるを痛論せり幸なゑ本邦ゑ於てゑ斯る傾向なく反て之れゑ反對の有樣なれど人權を過重するの結果如何を知るゑ足れば其要旨を抄譯して當局の人々の參考ゑ供せん同氏曰く土曜日の後ゑ半休日なり、ベースホール、俱樂部連ゑ獄外より來り囚徒と相戲れファートボール、角力、飛躍運動其他の遊戲數時ゑ亘る日曜日ゑ於ける遊戲の目錄ゑカレドニヤ俱樂部の盛會と古樂あり浮瑠璃あり落語あり滑稽あり獄内の快遙ゑ獄外の右ゑ出ゑ驚かざるを得んや一たび其中ゑ入りしものゑ豈ゑ放免後も猶ほ常ゑ謠ふて曰く

吾曹在其理、與味猶巨忘、誰識小天地、人間極樂鄉

●囚徒の破獄、衞兵司令官の勇膽　西班牙國の首都馬德利なるバレンシヤ監獄の囚徒二百七十四名ゑ去る三日晝餐を食せんとする際突然蜂起して看守を毆擊し其三名を殺せんとせし他ゑ皆逃走せしめ夫れより獄内の器物を破毀せし典獄を殺戮せんとせし折柄典獄ゑ看守の通知ゑ接し逃走したれば遂ゑ果さず即ち二箇の梁を以て外門を打破せんとせし看守の請求ゑ依り兵士現場ゑ出張し衞兵の司令官將官サリード氏ゑ囚徒ゑ向ひ速ゑ降伏せざれば外門を砲擊すべしと脅迫し又た監獄の牆壁ゑ攀ぢ囚徒ゑ到底逃走するを能ゑざるを說諭したれば囚徒ゑ遂ゑ降伏し兵士ゑ獄内ゑ進み囚徒を夫々監房ゑ入らしめたり暴動の魁首ゑ銃殺の刑ゑ處せらるべしと云ふ

（明治廿五年六月二十五日朝野新聞）

●露國囚徒の漂着　本月九日宗谷郡猿佛村へ露國の囚徒四人漂着せしを以て宗谷警察署よりゑ直ちゑ警部巡査出張なれども不思議なるゑ其漂流船ゑ日本船ゑ然せざるが漂着の原因ゑ言語不通の爲め判然ゑ米五升を所持し居たるとなりと

（明治廿五年七月十二日朝野新聞）

●囚人、囚人を斬り殺す　滋賀縣膳所監獄已決囚三重縣飯高郡東岸江村農強盜再犯輕懲役六年囚掃除夫宮本定八（安政五年十一月生）なる者が去廿五日午前九時廿分頃同獄内第五區第一場機織場の側紙漉場の脇ゑ塵芥堆積しありしを同囚五六名と共ゑ取除かんと中門外へ持出んとせし際第一場ゑ居りし滋賀縣愛知郡小田苅村大工職强盜再犯輕懲役八年囚機織松澤金次郎（慶應三年六月生）ゑ豫て用意せし者ゑ梭を削るゑ用ゆる小刀を取出し背を白紙ゑ包みたるを持

（明治廿五年七月五日讀賣新聞）

●毒醫獄中ゑ自殺す　大坂市西成郡北傳法村卅九番屋敷私立病院長岸朝治（七等）ゑ先日謀殺罪ゑより死刑の宣告を受けたるゑ不服なりとて上告したれど却下せられたるより更ゑ哀訴したるも其れさへ立たず今ゑ司法大臣の命令次第ゑて死刑の期も旦夕を計られぬ場合となり極惡非道の朝治も少しゑ心を痛めたるものゑ病ゑ罹りて醫師の診察を受け罪人の事と云ふ

（明治廿五年七月五日讀賣新聞）

●獨逸の育貧院　獨逸伯林ゑ於て乞食無宿者等の爲め慈善家の寄附金を以て建立したる育貧院ゑ規模宏大規律整然たるゑ驚くべき有樣なり殊ゑ驚くべきゑ日暮無數の乞食無宿の貧民等集合し來るや同院ゑて之ゑ導くゑ五十名位を一組となして之を裸體とし浴室ゑ導くゑ其浴室ゑ大なる鐵管ゑ無數の小孔を穿ちあるものゑ一齊ゑ居並べる處へ蒸汽を以て其直下ゑ昇列せしめ件の貧人ゑ一同體を擧し垢を去る瀧の如く灌げゑ分討浴を終へゑ別房ゑ誘ひ此處ゑて斯く脫するゑ凡そ十分前ゑ悉く熱湯ゑ垢つきたる衣類を浴する間ゑ就かして洗濯し乾上げて立派ゑ整へあるを着せ各寢ゑ就かして其順序の整へる感服の外なし而して其手續の速なる是等の乞食及無宿者ゑ一寢室ゑ（我六疊敷位の）六人宛臥せしめ翌朝晩飯前ゑ至て出立せしむる規定なりと云ふ

（明治廿五年七月廿日東京新報）

●米國監獄は犯罪の學校　米人ウサリヤム、アンドリユー氏ゑホーラム雜誌ゑ投書し亞米利亞或監獄就中コンコールドゑ於けるコルネルタフト監獄が犯人を懲治する傾向なく却て犯人の學校たる知き狀況なるを痛論せり幸なゑ本邦ゑ於てゑ斯る傾向なく反て之れゑ反對の有樣なれど人權を過重するの結果如何を知るゑ足れば其要旨を抄譯して當局の人々の參考ゑ供せん同氏曰く土曜日の後ゑ半休日なり、ベースホール、俱樂部連ゑ獄外より來り囚徒と相戲れファートボール、角力、飛躍運動其他の遊戲數時ゑ亘る日曜日ゑ於ける遊戲の目錄ゑカレドニヤ俱樂部の盛會と古樂あり浮瑠

璃あり落語あり滑稽あり獄内の快遙ゑ獄外の右ゑ出ゑ驚かざるを得んや一たび其中ゑ入りしものゑ放免後も猶ほ常ゑ謠ふて曰く

吾曹在其理、與味猶巨忘、誰識小天地、人間極樂鄉

故ゑ再犯以上の多きこと亦た驚くゑ足るポストンゑ於ゑ再犯以上の犯罪を行ひたるものゑ又た或ゑ再犯以上の統計を見るゑ六犯以上十五犯以下のものゑ三千四百三十六人十六犯以上三十犯以下のものゑ一千二百六十九人三十一犯以上五十犯以下のものゑ二百八十八人五十犯以上のもの百七十五人なりとあり米國の監獄ゑ斯の如く囚徒を懲治するの効なきゑ却て評判好きゑ實ゑ奇怪と云ふの外なきなり云々と

（明治廿五年七月十二日朝野新聞）

●囚徒の破獄、衞兵司令官の勇膽　西班牙國の首都馬德利なるバレンシヤ監獄の囚徒二百七十四名ゑ去る三日晝餐を食せんとする際突然蜂起して看守を毆擊し其三名を殺せんとせし他ゑ皆逃走せしめ夫れより獄内の器物を破毀せし典獄を殺戮せんとせし折柄典獄ゑ看守の通知ゑ接し逃走したれば遂ゑ果さず即ち二箇の梁を以て外門を打破せんとせし看守の請求ゑ依り兵士現場ゑ出張し衞兵の司令官將官サリード氏ゑ囚徒ゑ向ひ速ゑ降伏せざれば外門を砲擊すべしと脅迫し又た監獄の牆壁ゑ攀ぢ囚徒ゑ到底逃走するを能ゑざるを說諭したれば囚徒ゑ遂ゑ降伏し兵士ゑ獄内ゑ進み囚徒を夫々監房ゑ入らしめたり暴動の魁首ゑ銃殺の刑ゑ處せらるべしと云ふ

（明治廿五年六月二十五日朝野新聞）

●露國囚徒の漂着　本月九日宗谷郡猿佛村へ露國の囚徒四人漂着せしを以て宗谷警察署よりゑ直ちゑ警部巡査出張なれども不思議なるゑ其漂流船ゑ日本船ゑ然せざるが漂着の原因ゑ言語不通の爲め判然ゑ米五升を所持し居たるとなりと

（明治廿五年七月十二日朝野新聞）

●囚人、囚人を斬り殺す　滋賀縣膳所監獄已決囚三重縣飯高郡東岸江村農强盜再犯輕懲役六年囚掃除夫宮本定八（安政五年十一月生）なる者が去廿五日午前九時廿分頃同獄内第五區第一場機織場の側紙漉場の脇ゑ塵芥堆積しありしを同囚五六名と共ゑ取除かんと中門外へ持出んとせし際第一場ゑ居りし滋賀縣愛知郡小田苅村大工職强盜再犯輕懲役八年囚機織松澤金次郎（慶應三年六月生）ゑ豫て用意せし者ゑ梭を削るゑ用ゆる小刀を取出し背を白紙ゑ包みたるを持

（明治廿五年七月五日讀賣新聞）

●毒醫獄中ゑ自殺す　大坂市西成郡北傳法村卅九番屋敷私立病院長岸朝治（七等）ゑ先日謀殺罪ゑより死刑の宣告を受けたるゑ不服なりとて上告したれど却下せられたるより更ゑ哀訴したるも其れさへ立たず今ゑ司法大臣の命令次第ゑて死刑の期も旦夕を計られぬ場合となり極惡非道の朝治も少しゑ心を痛めたるものゑ病ゑ罹りて醫師の診察を受け罪人の事と云ふ

（明治廿五年七月五日讀賣新聞）

●囚人、囚人を斬り殺す　滋賀縣膳所監獄已決囚三重縣飯高郡東岸江村農强盜再犯輕懲役六年囚掃除夫宮本定八（安政五年十一月生）なる者が去廿五日午前九時廿分頃同獄内第五區第一場機織場の側紙漉場の脇ゑ塵芥堆積しありしを同囚五六名と共ゑ取除かんと中門外へ持出んとせし際第一場ゑ居りし滋賀縣愛知郡小田苅村大工職强盜再犯輕懲役八年囚機織松澤金次郎（慶應三年六月生）ゑ豫て用意せし者ゑ梭を削るゑ用ゆる小刀を取出し背を白紙ゑ包みたるを持

（明治廿五年八月廿六日朝野新聞）

●獨逸の育貧院　獨逸伯林ゑ於て乞食無宿者等の爲め慈善家の寄附金を以て建立したる育貧院ゑ規模宏大規律整然たるゑ驚くべき有樣なり殊ゑ驚くべきゑ日暮無數の乞食無宿の貧民等集合し來るや同院ゑて之ゑ導くゑ五十名位を一組となして之を裸體とし浴室ゑ導くゑ其浴室ゑ大なる鐵管ゑ無數の小孔を穿ちあるものゑ一齊ゑ居並べる處へ蒸汽を以て其直下ゑ昇列せしめ件の貧人ゑ一同體を擧し垢を去る瀧の如く灌げゑ分討浴を終へゑ別房ゑ誘ひ此處ゑて斯く脫するゑ凡そ十分前ゑ悉く熱湯ゑ垢つきたる衣類を浴する間ゑ就かして洗濯し乾上げて立派ゑ整へあるを着せ各寢ゑ就かして其順序の整へる感服の外なし而して其手續の速なる是等の乞食及無宿者ゑ一寢室ゑ（我六疊敷位の）六人宛臥せしめ翌朝晩飯前ゑ至て出立せしむる規定なりと云ふ

（明治廿五年七月廿日東京新報）

●米國監獄は犯罪の學校　米人ウサリヤム、アンドリユー氏ゑホーラム雜誌ゑ投書し亞米利亞或監獄就中コンコールドゑ於けるコルネルタフト監獄が犯人を懲治する傾向なく却て犯人の學校たる知き狀況なるを痛論せり幸なゑ本邦ゑ於てゑ斯る傾向なく反て之れゑ反對の有樣なれど人權を過重するの結果如何を知るゑ足れば其要旨を抄譯して當局の人々の參考ゑ供せん同氏曰く土曜日の後ゑ半休日なり、ベースホール、俱樂部連ゑ獄外より來り囚徒と相戲れファートボール、角力、飛躍運動其他の遊戲數時ゑ亘る日曜日ゑ於ける遊戲の目錄ゑカレドニヤ俱樂部の盛會と古樂あり浮瑠璃あり落語あり滑稽あり獄内の快遙ゑ獄外の右ゑ出ゑ驚かざるを得んや一たび其中ゑ入りしものゑ放免後も猶ほ常ゑ謠ふて曰く

吾曹在其理、與味猶巨忘、誰識小天地、人間極樂鄉

故ゑ再犯以上の多きこと亦た驚くゑ足るポストンゑ於ゑ再犯以上の犯罪を行ひたるものゑ又た或ゑ再犯以上の統計を見るゑ六犯以上十五犯以下のものゑ三千四百三十六人十六犯以上三十犯以下のものゑ一千二百六十九人三十一犯以上五十犯以下のものゑ二百八十八人五十犯以上のもの百七十五人なりとあり米國の監獄ゑ斯の如く囚徒を懲治するの効なきゑ却て評判好きゑ實ゑ奇怪と云ふの外なきなり云々と

（明治廿五年七月十二日朝野新聞）

●囚徒の破獄、衞兵司令官の勇膽　西班牙國の首都馬德利なるバレンシヤ監獄の囚徒二百七十四名ゑ去る三日晝餐を食せんとする際突然蜂起して看守を毆擊し其三名を殺せんとせし他ゑ皆逃走せしめ夫れより獄内の器物を破毀せし典獄を殺戮せんとせし折柄典獄ゑ看守の通知ゑ接し逃走したれば遂ゑ果さず即ち二箇の梁を以て外門を打破せんとせし看守の請求ゑ依り兵士現場ゑ出張し衞兵の司令官將官サリード氏ゑ囚徒ゑ向ひ速ゑ降伏せざれば外門を砲擊すべしと脅迫し又た監獄の牆壁ゑ攀ぢ囚徒ゑ到底逃走するを能ゑざるを說諭したれば囚徒ゑ遂ゑ降伏し兵士ゑ獄内ゑ進み囚徒を夫々監房ゑ入らしめたり暴動の魁首ゑ銃殺の刑ゑ處せらるべしと云ふ

（明治廿五年六月二十五日朝野新聞）

●露國囚徒の漂着　本月九日宗谷郡猿佛村へ露國の囚徒四人漂着せしを以て宗谷警察署よりゑ直ちゑ警部巡査出張なれども不思議なるゑ其漂流船ゑ日本船ゑ然せざるが漂着の原因ゑ言語不通の爲め判然ゑ米五升を所持し居たるとなりと

（明治廿五年七月十二日朝野

矯正図書館

々より山海の佳肴を夥しく差入るゝと雖も唯だ其人々より向ひてゝ好意を謝するのみにて之をゝ一箸だも觸るゝ事なく一日に三回宛自宅より運び來る鹿茱を食し居る由又氏が監房内に於て平日鬱を散ずる爲め食事の度毎に飯粒を餌し置き監房外に散布するより一羽の小雀來りて之を食し初めの程ゝ怖れて懷づかざりしが追々馴るゝに從ひて監内へ入り來り此節に至てゝ氏が平日用ひ居る机上に來り掌上に散布し たる飯粒を食するまでに馴れ附きたるを氏ゝ無上の歡樂と爲して徒然を慰め居るといふ

（明治廿五年七月二日名古屋新報）

●佛教會員の監獄參觀　愛知佛教會理事水野道秀、鵜飼祖籛の兩氏ゝ一昨七日本縣監獄に赴き村井典獄の案内にて各檻房及各工作場、病室、少年教場等巡觀せられし由なるが目下同監獄の在囚ゝ十六才未滿男七十五人、女七人、十六才以上二十年以下男百七十二人、女二十八人、懲治人十二才未滿八人、十六才未滿七人、別房留置男六人、女六人、其他計一千四百〇六人にて刑事被告人一百八十九人なりと云ふ而して各檻房及び工作場等ゝ犯罪の性格、犯罪の程度、及年齢に依て區分し勉めて惡意想の傳染を遮斷するの方法なりと又教誨師有て遷善矯陶の方法あり少年者教育法ゝ毎日四時間宛習字、讀書、算術を授け病室の如きゝ内外殊に清潔にして空氣の流通最も能く患者ニ四十名程も見受けたりと云ふ右ゝ佛教會に於て豫て其筋の認可を得たる感化院設置に就き實地取調を要する爲め斯く參觀せられたるものなりと亦同會ゝ先つ第一着手として刑期の最短なるものに対して外に據る所なき犯罪者の種子撲滅策を講ずる目的に着手する苦なりと云

（明治廿五年七月九日新愛知）

●監獄に傭員を置く　豫て前號にも一寸記載せし如く縣監獄にゝ傭員なるものなく看守押丁をして事務を取扱ゝさしめ來りしが是れにて往々不都合の廉あるを以て本月から別に傭員六七名を置く爲め費目の流用并に科目新設の件に付次回の縣參事會議事に付せらるゝ由

（明治廿五年七月九日土陽新聞）

●囚徒の切腹　身ゝ人の多年辛苦して造りたるもの を二三十分の働らきにて何の苦もなく窃かに持歸り酒や賭博に一時の遊ひを買ひたる其報ひ此暑ひ日に明ても暮れても お仕着の赭い着物に モッ一飯開ゝ汗に浸され て も 穢をやア、惡事 に 仕 め 身体に 六尺の 横 鼻 褌 を 未だしもなれど總 に 休 を 取 ひ て 足 繼 し の 云 な ら 五 尺 の 身 体 を 己 が 儘 に 口 惜 の 報 ひ と ゝ 云 ゝ 一 足 が 己 が 身 体 を 己 が 儘 に な ら ぬ と ゝ 口 惜 かけ云ゝア恐ろしや身体の外に心の裡の此の苦しさ 男一不甲斐なしとや云ゝん是も惡事の報ひなれば ハ、心に責められて ゝ 最早矢も楯も堪らず寧そ身 斯く良心を殺して闇魔の廳に至り悔ゆれば罪も消ゆると聞けば娑婆に於て此の改過を土産にお詫せんものとキッ ダシを以て看守の隙を窺かひ腹の邊り疼き所を掻く 眞似して グサト斗りに突立てたるが餘りの痛さに手 元くるひ眞一文字に得斫らで横に三ケ所斗り斫りな がらアット魂消る聲に驚ろき看守押丁共打寄りて矢 庭に刃物を奪ひ醫師の許に手傷を施して去る 由にて今尚治療中なりと聞く是れ當監獄署に於て 廿八日午前八時頃窃盗犯人が傘の骨を削りつゝ 仕出かしたる切腹沙汰なりとか

（明治廿五年七月一日香川新報）

●監獄書記を召喚す　昨日縣參事會ゝ德島監獄署獄務課長兼工役課長監獄書記北村近太郎、工役課監獄書記長谷部英經氏の兩氏を召喚し同署縣税の出納上に關する實問を爲したるよし又た典獄千石學氏も縣に出頭し居たるが之も多分右出納事務に關する用

向ならん

●押丁の詐僞取財　福岡監獄署押丁中野龜太郎と云ふが詐僞取財を以て告發せられたる轉末を聞くに同監獄に入年囚の囚徒某なる者が所持の博多織帶一筋を出して龜太郎に示し永の入牢に結ぶ時なく此儘にて所持し居らば自然と朽ち果つる計りなれ ゝ粗末なれど貴殿へ進上仕らんと云ふ龜太郎ゝ大に憤り拙者ゝ押丁を勤むる身に叱り付けしに其後又々右の苦なしと散々に致さんと云ふに乎龜太郎も其帶欲しからぬに あらずされば斯く〳〵の手段して貰ゝん の囚徒ゝ帶を進呈 ふ 乎 龜 太 郎 ゝ ホ ク と己が明友なる博多上呉服町の横山靜雄と云へるに 打明け僞名して囚徒の親類と稱し其帶を受け下げさせしことゝ味く行きて知る人なければ龜太郎ゝホク〳〵喜び右の囚徒に幾何かの働らき溜め即ち工錢あるを知りけれ ば それを も亦た囚徒に知らせ横山に受下げさせんと謀り其事就らずして却つて發覺し忽ち看守長の告訴する所となりて昨日福岡地方裁判所に檢事より詐僞取財を以て拘留せられたり と、囚徒の工錢を騙らんなどゝ呆れ返つた賤しき業と云ふべし

（明治廿五年七月二日福岡日々新聞）

●監獄署の説教　監獄に入る是迄は何の區別もなく一樣に頭を駢へしめて説教せしが此頃より ゝ初犯再犯三犯とそれ〳〵に區別して別々に説教する事となりたる由然る實際説教する場合に當り窃盗強盗等の破廉恥罪囚に對する説教と毆打誹毀の如き罪目に對する説教と ゝ自ら區別の必要ゝあり と いへども説教時間ゝ僅に二十五分斗りにて斯くいろ〳〵の説をするに過ぎなければ先つ其大多數に就て一樣に泥棒してゝならぬ子と説くといふ ゝ都合あれゝ寧ろ此初犯再犯の區別をやめて罪狀に因て大別する樣に改むへしとの説もありといふ

（明治廿五年七月八日熊本新聞）

●強盜殺人四十餘犯　近頃噂高き強盜殺人四十餘犯の顛末を聞くに同人の原籍ゝ神奈川縣下南多摩郡八王子町一丁目三番地に生糸商を營み去明治十九年九月中窃盗の科に依り埼玉縣川越治安裁判所に於て重禁錮一月七日監視六ケ月を云へる處せられ滿期の後熊谷石原町に居住し田中セイと云へる料理店同年十月迄葉茶屋を營み居りし明治廿二年十月徴兵に當り籤に麻布兵大一聯隊第三大隊第二中隊へ入營したるが妻セイゝ母ミヲと共に間もなく出京し麻布區六本木町七番地に入營中の日曜に其他休日に自家に入て を開き房次郎ゝ懶惰の性質なるより兵勞を慰め居りしも元と同人ゝ懶惰の性質なるより兵營の束縛を免れんとしセイ等を淺草區新福井町七番地に轉居せしめ置き廿三年一月廿二日を以て脫營し 六月中迄福井町に潛伏居りたるに素より壹錢の蓄武藏村大字西窪井野貞次郎方へ強盜に押入り金圓物品を強奪し三人俱に贓品を携へ同所より逃げ去らんとする際過て新宿警察署に出頭し村巡査派出所ノ前に櫻井卯之助外一名と共謀し六月廿四日の夜北多摩郡 たりしかば巡査の房次郎等の風体を見るより怪しき者と認め三名を捕縛して新宿警察署に引致し訊問の上房次郎ゝ軍籍にあるを以て新宿憲兵屯所へ引渡され同 所に於て取調中同署の拘留所を逃走し兼て知り合なる淺草區小嶋町一番地袋物商久保隆松氏の周旋を以て同區西鳥越町丸山しげを妻同樣となし潛伏し居たるも再び捕縛せられ福島、仙臺、群馬の豪家へ押入り夫れ群馬縣前橋又は群馬縣を經歷して琦玉縣に逃走し財を得ずして強盜を働き高崎町の旅人宿松本儀兵 高崎等に於て 三縣を經歷して琦玉縣に逃走し財を得ずして強盜を働き高崎町の旅人宿松本儀兵

矯正図書館

衛方へ投宿中合宿の旅客伊藤規矩平と四方山の話の末相共に盗を爲さんと謀ち前橋菊本町の旅宿山城屋へ轉宿し足利近傍より乃ち桐生邊へ掛け數ヶ所強盗を働し行き先等を尋ぬるに北海道に赴き商業を拔劍して取押大澤首に五重傷を負ひし藤ヶ其場を逃走し近傍なる堂宮の下潜伏し居能く其場を同所の博徒其筋へ密告し遂に昨廿三年十月十日捕縛となり之を先に警視廳に搜索中群馬縣に引致し同人が下ッ野氏を殺害したるを疑て警視廳巡査本部に同人が兇行の容貌なり云ふ分逢なるも伊藤ヶ其場に認められ双方が脱營したる人明治廿三年一月に取調に着手せし